

稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

稲城市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・	3
2 対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 発生段階の考え方・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章 国、都、市等の役割・・・・・・・・・・・・	9
1 基本的な責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制・・・・・・・・	11
第3章 対策の基本項目・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
5 市民生活の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・	26
＜緊急事態宣言時の措置＞・・・・・・・・・・・・	31
第4章 各段階における対策・・・・・・・・・・・・	36
1 未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(1) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・	36
(2) 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・	37
(3) 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(4) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(5) 市民生活の安定の確保・・・・・・・・・・・・	38
2 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(1) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・	40
(2) 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・	41
(3) 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(4) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(5) 市民生活の安定の確保・・・・・・・・・・・・	43
3 国内発生早期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(1) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・	44

(2) 感染拡大防止	45
(3) 予防接種	45
(4) 医療	46
(5) 市民生活の安定の確保	46
4 都内発生早期	47
(1) 情報提供・共有	47
(2) 感染拡大防止	48
(3) 予防接種	49
(4) 医療	49
(5) 市民生活の安定の確保	49
5 都内感染期	51
(1) 情報提供・共有	51
(2) 感染拡大防止	53
(3) 予防接種	54
(4) 医療	54
(5) 市民生活の安定の確保	56
6 小康期	58
(1) 情報提供・共有	58
(2) 感染拡大防止	59
(3) 予防接種	59
(4) 医療	59
(5) 市民生活の安定の確保	59
【用語解説】	60
【資料編】稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）	63

はじめに

1 取組の経緯

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

(2) 国の取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等もみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

(3) 都の取組

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17 年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19 年 3 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成 22 年 3 月に「都政の B C P（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 11 月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）の作成を行った。

2 稲城市の行動計画の作成

稲城市（以下「市」という。）では平成 22 年 3 月に「稲城市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 22 年 7 月に「稲城市新型インフルエンザ対策業務継続計画」を策定し、インフルエンザ対策を推進してきた。平成 25 年 4 月には、特措法の施行により都行動計画に基づいた市町村行動計画の策定が義務付けられたことから、市においても新たな行動計画の作成を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画や都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、市、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民等の役割を示し、各関係機関の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する国及び都の動向を踏まえ最新の科学的な知見を取り入れていく。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施等を通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、あらかじめ学識経験者等からの意見を聴き、行うこととする。

2 対策の目的

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

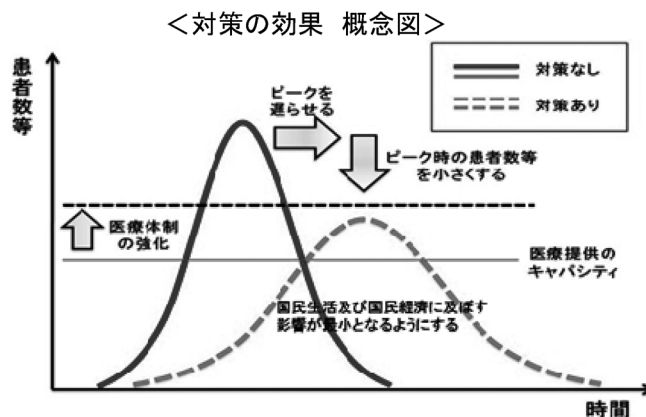
また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○ 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び都行動計画を参考に、市民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

<流行規模・被害想定>

	区分	東京都	稲城市
1	罹患割合	都民の約30%が罹患	市民の約30%が罹患
2	患者数	3,785,000人	25,900人
3	健康被害		
	(1)流行予測による被害		
	外来受診者数	3,785,000人	25,900人
	入院患者数	291,200人	2,000人
	死亡者数 (インフルエンザ関連死亡者数)※	14,100人	100人
	(2)流行予想のピーク時の被害		
	1日新規外来患者数	49,300人	340人
	1日最大患者数	373,200人	2,560人
	1日新規入院患者数	3,800人	30人
	1日最大必要病床数	26,500床	190床

※ インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎等の呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患等を死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

※ 稲城市においては、平成26年4月1日の人口にて推計した。

稲城市の人口： 86,268人（平成26年4月1日現在）

※ 政府行動計画では国民の約25%が罹患するものと想定しているが、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとした都行動計画の想定を市にあてはめ、市民の約30%が罹患するものと想定し流行予測を行った。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画で定める、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、都が必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

なお、政府対策本部が特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、市は直ちに都対策本部を設置し、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		東京都行動計画 稲城市行動計画		状態	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生 早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止に係る入院措置や国の緊急事態宣言が行われた場合に行う特措法第46条に基づく住民接種の実施や、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、都対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市の新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市対策本部長」という。）は、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、南多摩保健所圏域をはじめ近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関等との情報共有及び連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互に協力しながら対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国、都、市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関等、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等、対策を推進する。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制等都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整等、対策を推進する。

発生時には、政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援等、本行動計画で定めた対策を、都や近隣の市町村（特に南多摩保健所圏域を共に構成する日野市と多摩市）及び関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備等対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力する等感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、

咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平常時には、必要に応じて全庁的な新型インフルエンザ等の連絡会議を設置し、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行う。なお、危機管理部門である総務部、保健医療部門である福祉部及び稲城市立病院（以下、「市立病院」という。）、消防救急部門である消防本部は、発生時において速やかに円滑な連携が行えるよう、平常時より緊密な情報連携を行う。

なお、新型インフルエンザ等の発生時にあたっては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合であっても、初動体制として、市長の判断により稲城市危機管理ガイドラインに基づく「稲城市危機管理対策本部」を設置し、情報の共有を図るとともに、関係部署に対し必要な対策を講じるよう指示する。

特措法に基づく政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、市において、直ちに市対策本部を設置することとされた。また、このため、市対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を稲城市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成26年稲城市条例第1号）及び稲城市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成26年稲城市規則第35号）の制定により、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、市対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、都対策本部長に対して、必要に応じ新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うように要請する。

(1) 稲城市新型インフルエンザ等対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、全部長職、市立病院長、総務契約課長、警防課長、防災課長、健康課長をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

(2) 稲城市危機管理対策本部の構成

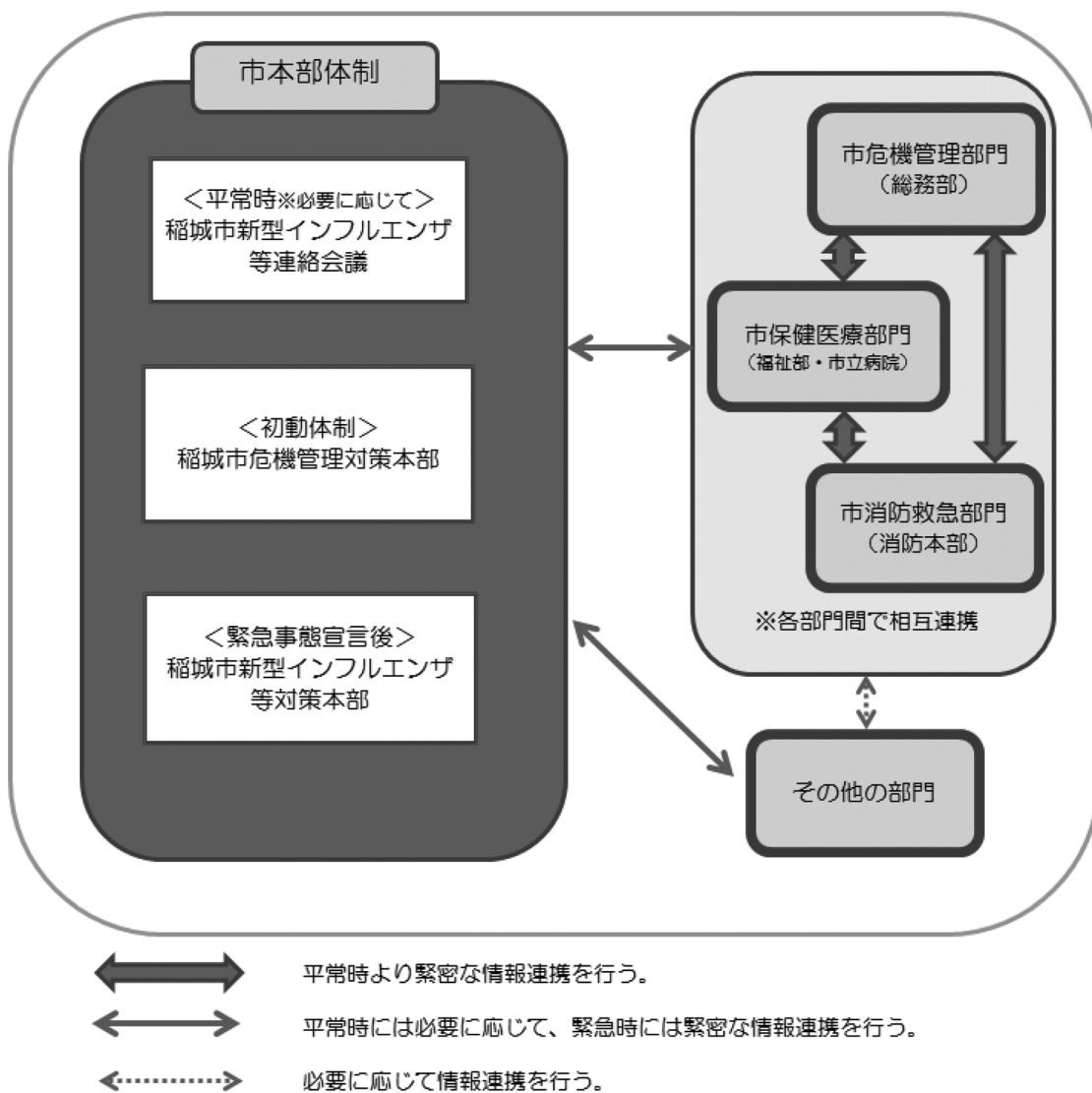
ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故がある

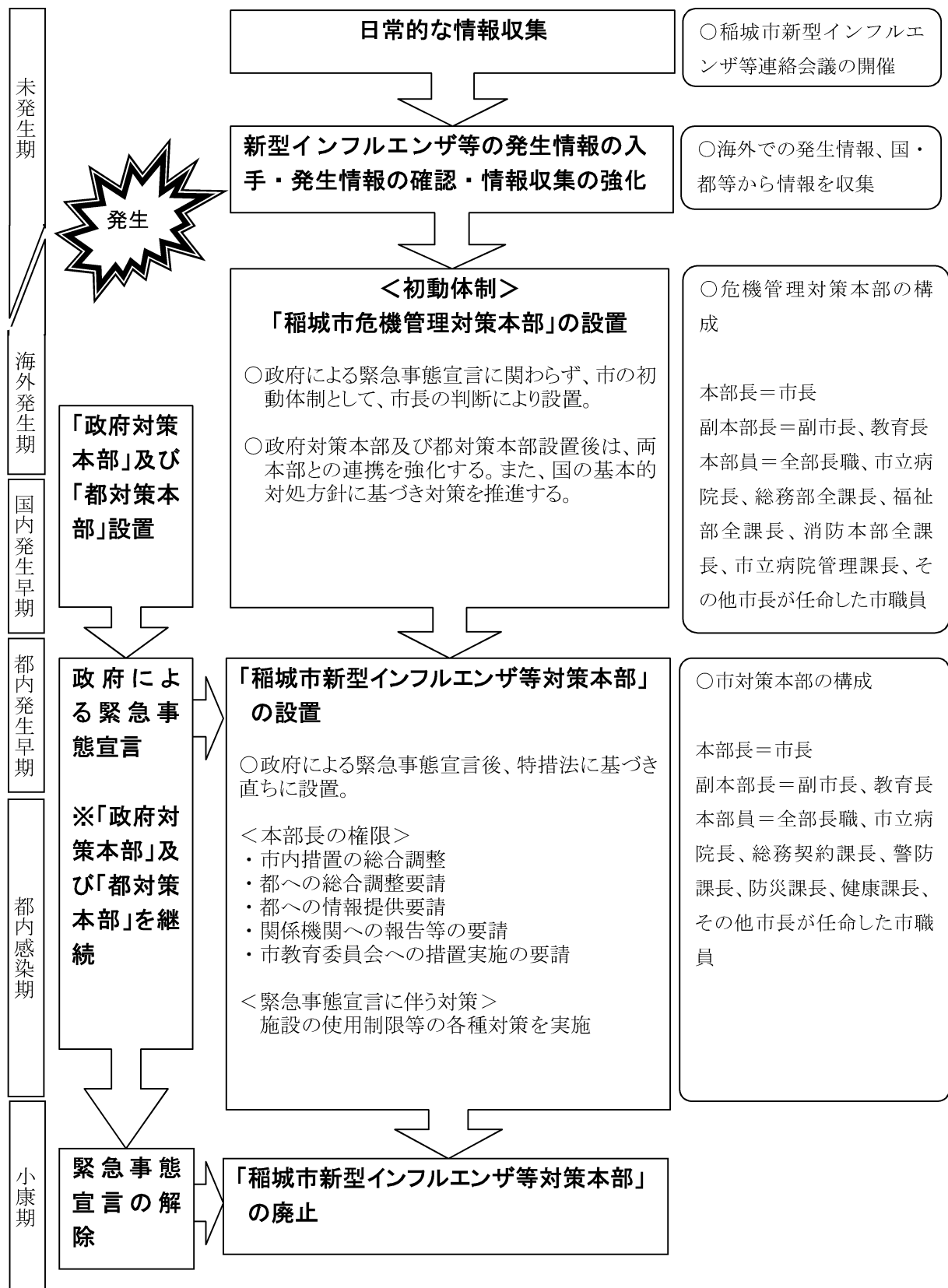
ときはその職務を代理する。

- 本部員は、全部長職、市立病院長、総務部全課長、福祉部全課長、消防本部全課長、市立病院管理課長をもって充てる。
- 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

稲城市における新型インフルエンザ等の庁内連携体制



＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



市対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌	摘要
総務部	1 対策本部の運営に関すること。 2 都及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 情報等の収集、提供及び記録に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。 5 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 6 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 7 本庁舎の入庁管理に関すること。 8 職員の感染予防等に関すること。 9 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 10 職員の動員及び給与に関すること。 11 基盤システムの維持に関すること。 12 資源の使用抑制に関すること。 13 消防救急部門及び保健医療部門との連絡調整に関すること。 14 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。	総務契約課 人事課 秘書広報課 情報管理課 財産管理課 選挙管理委員会事務局 監査事務局
企画部	1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 2 在日米軍との連絡調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 4 支払資金の把握及び確保に関すること。 5 他の部への応援に関すること。	企画政策課 財政課 課税課 収納課 会計課
市民部	1 ごみの排出抑制に関すること。 2 ごみ処理及びし尿収集に関すること。 3 住民の安否情報の整理及び記録に関すること。 4 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。 5 中小企業、農業団体等との対策に関すること。 6 家畜伝染病のまん延防止に関すること。 7 遺体の取扱い及び埋火葬に関すること。 8 他の部への応援に関すること。	市民課 保険年金課 経済観光課 環境課 市民協働課 農業委員会事務局
福祉部	1 新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集及び対応方針に関すること（保健医療分野に限る。）。 2 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る。）。	生活福祉課 高齢福祉課 障害福祉課

	る。) 3 保健医療分野における市民、医療機関等からの相談に関すること。 4 住民接種の実施に関すること。 5 衛生材料等の確保に関すること。 6 都等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関すること。 7 医師会等との連絡調整に関すること。 8 社会福祉団体等との連絡及び協力に関すること。 9 危機管理部門及び消防救急部門との連絡調整に関すること。 10 高齢者、障害者等の支援に関すること。 11 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。 12 他の部への応援に関すること。	健康課 子育て支援課 児童青少年課
都市建設部	1 工事の安全管理に関すること。 2 道路、河川及び公園の維持管理に関すること。 3 交通機能の維持に関すること。 4 下水道機能の維持に関すること。 5 救助物資の輸送に関すること。 6 都（水道局）との連絡調整に関すること。 7 他の部への応援に関すること。	都市計画課 土木課 建築保全課 管理課 区画整理課 市街地整備課 下水道課
市立病院	1 医療に関すること。 2 医療器具及び医療品の確保に関すること。 3 危機管理部門及び消防救急部門との連絡調整に関すること。	市立病院
議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること。 2 他の部への応援に関すること。	議会事務局
教育部	1 市立学校の感染予防等に関すること。 2 都教育委員会との連携に関すること。 3 教育課程の編成の維持に関すること。 4 他の部への応援に関すること	教育総務課 学務課 指導課 生涯学習課 体育課 学校給食課 図書館課
消防本部	1 対策本部の庶務に関すること。 2 消火、救急、救助その他災害に係る活動の維持に関すること。 3 患者の移送等に関すること。	消防総務課 警防課 予防課 防災課

	4 感染防止資機材等の確保に関すること。 5 危機管理部門及び保健医療部門との連絡調整に関すること。 6 国、都等との連絡調整（防災分野に限る。）に関すること。 7 他の部への応援に関すること。	
--	---	--

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、**(1)情報提供・共有**、**(2)感染拡大防止**、**(3)予防接種**、**(4)医療**、**(5)市民生活の安定の確保**の5つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

なお、保健所設置市でない本市においては、サーベイランス・情報収集は都が行うものとされている。市では、都と連携し都内のサーベイランス体制構築等に協力し、南多摩保健所や市立学校から情報収集を行いながら、都へ協力していく。

1 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関等、事業者及び市民等の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都道府県が発信する情報を入手するとともに適宜関係機関等から情報を収集し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報等について情報提供する。

(1) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、障害者等情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 市民・事業者への情報提供

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

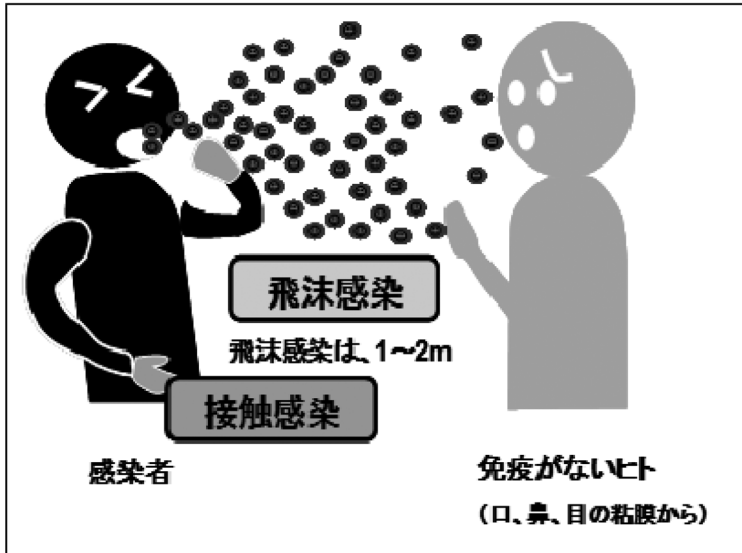
また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと等、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、市の公式ホームページ、公式 **twitter**、メール配信サービ

ス、広報紙等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関で受診をする等、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケット等が有効な対策である。



（＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

<出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画>

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行う等救急車の適正利用の徹底について、報道機関の協力や市の公式ホームページ、公式 **twitter**、広報紙等への掲載や、メール配信サービスの活用等により、迅速に情報提供する。

市に在住する高齢者、障害者等に対しても理解しやすい内容で、確実に周知されるよう情報提供する。

都は発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて知事コメントを発表し、予防策の徹底等と呼び掛ける。

<知事コメント>

発生段階等	知事コメント	コメントの主な内容（例示）
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	発生国への渡航者、帰国者への注意喚起 都民への感染予防策の励行等の呼び掛け
国内発生早期 （都内では未発生）	（必要に応じて）	（国内発生、感染予防策の励行）
都内発生早期 （都内での発生が確認された時期）	発生宣言	感染予防策の励行等の呼び掛け
都内感染期 （都内で複数の感染者の小集団が見られる時期）	流行警戒宣言	感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛の呼び掛け
国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	特措法 45 条に基づく催物や施設の使用制限等感染拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	流行の終息と社会活動の再開

<出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画>

ウ 報道発表

新型インフルエンザ等への対策に係る市の対応をプレス発表する。また、発表内容は速やかに市の公式ホームページ、公式 **twitter**、メール配信サービス等に掲載する。

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を引き起こさないよう留意する。

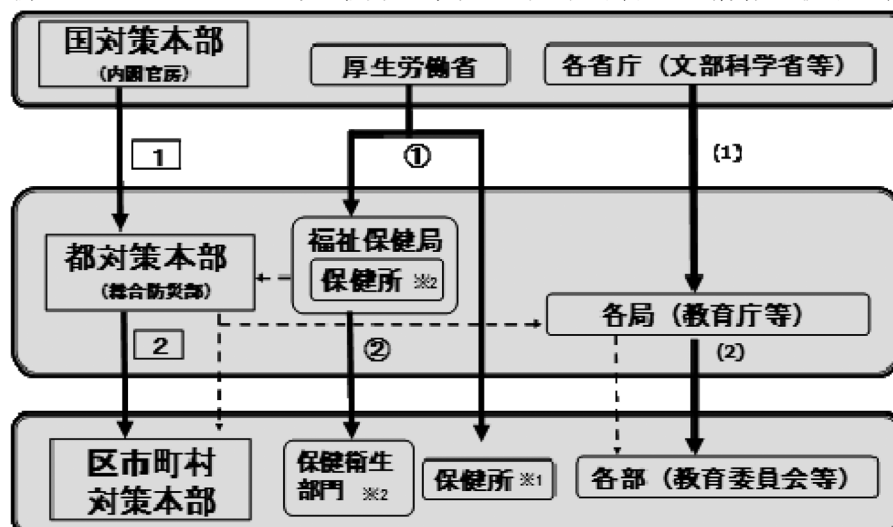
なお、公表する情報については、都に準じるが稲城市個人情報保護条例に基づく個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう配慮する。

(3) 都及び市内の情報共有

市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援等重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、都を通じて提供されるWHOや国の情報を市民に正確に伝えることが重要である。

そして、迅速かつ遺漏なく情報提供するため、市の各担当部門は都各局と平常時と同様のルートで情報共有を行う。このため、市の各担当部門は、都各局からの通知文書や情報を、市内LANへ掲載するとともに、庁内で情報共有を図る。

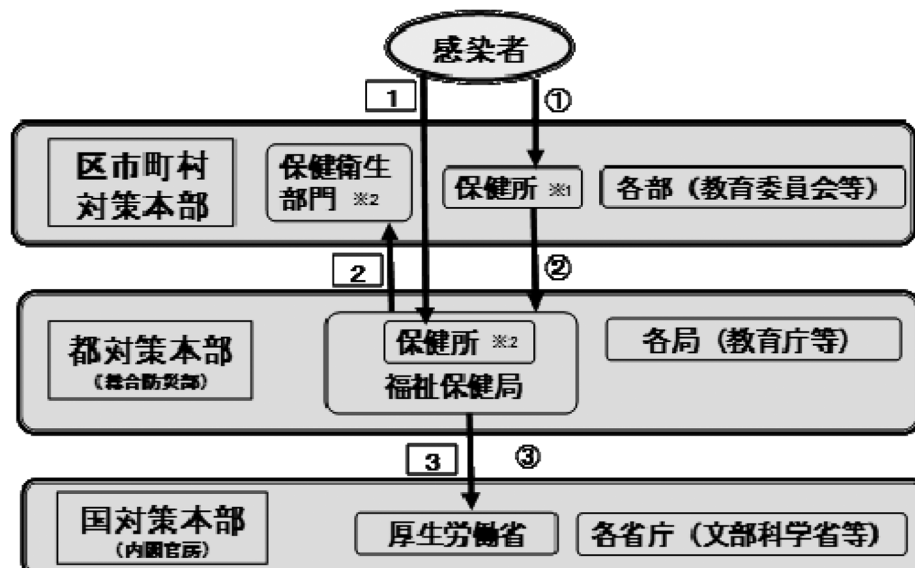
○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
 ※2 ※1以外の市町村
 ①→② 内閣官房からの情報の流れ
 ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
 (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

<出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画>

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ



- ①→② 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
 ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

<出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画>

(4) 医療機関等との情報共有

市は、平常時から市医師会、薬剤師会、歯科医会等と連携体制の構築を進める。また、本市の属する南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会等に参加して情報の共有を図る。

都は、平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会（※１）等を活用して情報の共有を図るとともに、感染症指定医療機関（※２）や感染症診療協力医療機関（※３）との緊急時情報連絡体制を構築する。

※１ 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会。

※２ 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

（10 医療機関（平成 25 年 8 月現在））

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の 5 市が属し、圏域には、八王子市保健所、町田市保健所、南多摩保健所）は、東京医大八王子医療センターが指定されている。

※３ 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて 1～2 日間程度の入院扱いを含む。）。

（82 医療機関（平成 25 年 8 月現在））

(5) 関係機関との情報共有

都は、平常時から「新型インフルエンザ等対策事業団体連絡会」を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催等、対策の推進を支援する。

市は、平常時から自治会、老人クラブ、障害者団体等の連絡会・連合会や民生委員・児童委員協議会、商工会議所、農業協同組合、私立幼稚園協会、私立保育園園長会等市内の関係者団体の連絡網を構築しておく。またこれらの団体を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や対策の推進をする。

発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長等を情報提供し、各団体での対応及び傘下の事業者への周知を依頼する。

(6) 市民相談

ア 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、都民の不安を解消し、適切な

感染予防策を促すため、都は発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は各保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において保健所共同の相談センターを設置し、**24** 時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小する等、弾力的な対応をとる。

市は、相談センターの周知について協力する。

イ その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため都は、学校の臨時休業をはじめ、都民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、施設の使用制限等を要請する。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民の生活・経済の混乱を回避するため必要と認めるときに限り、指示を行う。

市の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館等、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会について、実施方法の変更や延期又は中止する。

これらの問合せへの対応は各担当部門が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、市公式ホームページに公表する。各担当部門に寄せられた市民からの相談や情報は、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

また、市は、国・都からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を必要に応じ設置し、適切な情報提供を行う。

2 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

(1) 個人における感染拡大防止策

個人における対策については、国内発生早期から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の注意喚起や予防接種、学校休業、職場での感染予防策を発生段階毎に行う。

さらに、海外発生期から都内発生早期と、都内感染期では、発症した場合の対応が異な

ることを以下のように周知する。

都内発生早期までの段階で、感染した疑いがある者は、万が一新型インフルエンザ等に感染していた場合、待合室等で他者に感染させてしまうおそれがあるので、まず、新型インフルエンザ相談センターに電話等で問い合わせ、その指示に従って指定された医療機関で受診する。

都内感染期の段階では、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。

医療機関を受診するときは、マスクを着用又は咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。

(2) 学校等における感染拡大防止策

ア 学校

市立学校については、児童や生徒に集団発生する可能性がある等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱やせき、全身倦怠感等の症状があれば、登校しない等について、注意喚起することが重要である。

都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒については、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）等の措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行う等の感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、国・都からの要請に基づき実施する。

なお、私立学校においては、都が各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業等の措置をとるよう要請することとなっている。

イ 幼稚園・保育施設等

幼稚園・保育施設等については、児童に集団発生する可能性がある等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感等の症状があれば、登園しない等について、注意喚起することが重要である。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童については、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、児童へのマスクの着用、咳エチケット、手洗い、構内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休園等の措置を講じる場合もある。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休園を行う等の感染拡大防止策を講じる場合もある。これらの対応は、国・都からの要請等に基づき実施する。

ウ 高齢者・障害者等の社会福祉施設

高齢者・障害者等の社会福祉施設については、各施設設置者に対し、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を講じるよう要請する。

これらの対応は、国・都からの要請等に基づき実施し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等

政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあるため、市は周知について協力する。

(4) 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、市自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続等申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、関係機関等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

3 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことをいう。

特定接種の対象者となり得る者は、下記の①及び②に掲げる者とする。

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者（以下「登録対象者」という。）に限る。

②新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員。

(3) 住民接種

緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条の規定に基づき予防接種法第 6 条第 1 項の規定による予防接種（以下「臨時接種」という。）を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく接種（以下「新臨時接種」という。）を行うこととなる。

なお、臨時接種と新臨時接種の詳細については表 1 のとおり。

表 1

	緊急事態宣言が 行われている場合	緊急事態宣言が 行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第 46 条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の 位置づけ	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 3 項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり（低所得者を除き実 費徴収可）
費用負担割合	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の 費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	

< 出典：市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き >

4 医療

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができないため、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

そこで、都保健所が実施する感染症地域医療体制ブロック協議会に参加し、新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画の改定に参画する等、南多摩保健医療圏における医療体制の整備に貢献する。

市立病院においては、都の要請に基づき関係機関と連携を行いながら、医療提供体制を維持するよう努める。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来（ウイルス検査実施） 陽性(+) → 陰性(-)			すべての医療機関が対応（基本はかかりつけ医）			
	入院		陽性(+) → 感染症指定医療機関 陰性(-) → 一般医療機関への入院または自宅療養			・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			

＜出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画＞

5 市民生活の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの市民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、市、医療機関等、事業者及び市民等は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

都は、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者等の業界団体等を通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じ

ないよう事業者に要請する。市においても、適宜事業者への要請を行う。

個人・家庭における対策として、自助の視点から、日頃より食料品・生活必需品等を備蓄しておくことについて普及啓発を行う。

また、新型インフルエンザ等が流行した際に、買占めを行わない等、食料品・生活必需品等の購入にあたっての、消費者としての適切な行動についても呼び掛ける。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、自治会等地域住民団体、ボランティア等に協力を要請する。

ウ ごみの排出抑制

多摩川衛生組合やごみ収集運搬委託業者と連携し、ごみ処理体制の確保を図るとともに、平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、市民や事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

市民生活を支えるライフライン事業者等、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に関する適切な対応

ア 感染防止のための方策

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。

あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が原則必要であり、遺族への理解を得るよう努める。

イ 埋火葬許可書発行の特例

市で発行する「埋火葬許可書」については、感染症法を踏まえたうえで「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可書」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

ウ 一時安置所の確保

一時的に多数の死亡者が発生した場合は、遺体からの感染予防策を図るため、遺体の一時安置所として震災等で予定されている避難所等（体育館等の公共施設）を使用し、迅速に埋火葬を行う。

(3) 市民の安全・安心の確保

市民の暮らしの安全・安心を守る要となる警察・消防機能を継続するため、これらの職員の感染予防策を徹底し、必要な業務を継続する。

市は、警察や防犯ボランティア団体等と連携し、防犯活動への取組強化を呼び掛ける。さらに、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取組を強化する。

消防本部は、新型インフルエンザ等の発生時に激増が予想される119番通報や救急業務に迅速・的確に対応できる体制を確立するとともに、消火、救急、救助及びその他災害への対応に必要な活動を維持するため、新型インフルエンザ発生時期別の対応体制と対策を策定し、必要な感染防止資器材を備蓄している。

(4) 市政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務等、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、別途策定する「稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）」に基づき、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命や健康を守り、市民生活の維持に関わる業務等の継続すべき業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

イ 各部署の事業継続と応援体制

市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、「稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）」を策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定する。各部署では、必要に応じて対応マニュアルを策定し、BCPに基づき業務を継続する。

継続する通常業務と、新型インフルエンザ対策にあたって発生する業務の実施に必要な

となる人員については、職員の欠勤状況によっては、部単位での対応が困難となることも想定されるため、人員が不足する部に対しては、業務継続を行うための職員配置または応援要請を行うものとする。

ウ 市庁舎等の公共施設での感染拡大防止策

市庁舎等の公共施設で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や出入口の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際は市の公式ホームページや公式 **twitter**、メール配信サービス等により周知を徹底し、市民や事業者に協力を依頼する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

また、市自らが率先して、対策（職員の健康管理・市庁舎等の公共施設での感染拡大防止）を実践し、市民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

市庁舎等公共施設内での感染拡大を防止するため、入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

市内で感染が拡大し、市庁舎等公共施設内での感染拡大防止策を徹底する必要性が生じた場合には、次の措置を講じる。

<市庁舎等公共施設内での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・ 電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・ 緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・ 職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 ・ 発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
庁舎内店舗等への要請	・ 庁舎内店舗や庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・ 感染拡大防止のため、必要に応じ施設出入口を制限 ・ 市職員と来庁者の動線を分け、パーテーションで区切られた面談室の設置等による申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ もし発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者が来庁した場合には、有症状者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設ける等物理的な対策を工夫

個人防護具の着用	不特定多数の来庁者等に接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェイスシールドを使用
配送業者への対応	配送場所を特定する等、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	職員同士の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

エ 職員の健康管理

市職員は、手洗いの徹底等感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

＜緊急事態宣言時の措置＞

政府が緊急事態宣言（※１）を行ったときは、市は直ちに稲城市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、稲城市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。なお、都および市は国の基本的対処方針（※２）及び都行動計画に基づき、以下の措置を講じる。

市は、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第 38 条に基づく都に対する事務の代行の要請、または特措法第 40 条に基づく都に対する応援の要請の規定を活用することを検討する。

なお、政府が、緊急事態宣言を解除した場合は、都および市は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※１ 緊急事態宣言（特措法第 32 条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※２ 基本的対処方針（特措法第 18 条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

１ 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等

都知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 11 条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

市は決定を受け、都と協力し迅速に周知徹底を図るとともに要請に応じた対応を図る。

○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

〔 病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

<出典：東京都新型コロナウイルス等対策行動計画>

(2)措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用等感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

2 予防接種

市において、国の基本的対処方針を踏まえ、市民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 市民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊

急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、それぞれ行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る都民への呼び掛け

都は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、都民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

市は、都と協力して呼び掛け等を行う。

(4) 緊急物資の運送等

都は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

都は都民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、的確な要請等を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努める。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市は、都へ適切な措置を講じるよう要請するとともに、市においても、買占め及び売惜しみが生じないよう適宜事業者への要請を行う。

(6) 物資の売渡しの要請等

都は、医薬品、食料、燃料等新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ること

を基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該特定物資等が使用不能となっている場合や当該特定物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の高齢者等への生活支援

市は、関係機関と協力し、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に努める。

(8) 埋葬・火葬の特例等

市は、都の要請に応じて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保するよう努める。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施する等の措置を実施する場合は、事業者へ周知する等適切に対応する。

5 都市機能の維持

都は混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底する。

市は都に協力し、広報啓発活動を推進する。

第4章 各段階における対策

※第4章において（ ）内の番号は第3章の項目番号に対応する

1 未発生期

＜未発生期＞

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

＜目的＞

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 国・都等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

＜対策の考え方＞

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、市は、都、他区市町村、南多摩保健所圏域、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市は、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等についての正しい知識等基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する新型インフルエンザ等に関する情報を入手することに努める。また、関係部課間での情報共有体制を整備する。(総務部・福祉部・消防本部)
- 教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。(教育部)
- 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、保健所等と協力して、市の公式ホームページや公式 **twitter**、メール配信サービス等の広報媒体等を通じて、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。(福祉部)

- 新型インフルエンザ等の発生時は市民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき都による不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを、都と協力して事前に周知し、理解を求める。(総務部・福祉部)
- 高齢者や障害者等様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。(総務部・福祉部)

(2) 感染拡大防止

ア 対策実施のための準備

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の具体的な実施方法について検討する。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(福祉部)

イ 衛生資機材等の備蓄

- まん延防止のための衛生資機材等（サージカルガウン、ゴーグル、マスク、手指消毒液等）については、本行動計画を基に数量を事前に把握した上で、必要数量の備蓄を行う。(福祉部・消防本部)

(3) 予防接種

市は、国や都の協力を得ながら、特措法 46 条（臨時接種）又は予防接種法第 6 条第 3 項（新臨時接種）に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

また、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用する特定接種の実施および国からの求めに応じた支援体制の構築を準備する。(福祉部)

ア 特定接種（体制の構築）

市は、市に属する新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員について特定接種を実施し、国の行う登録事業者に対する特定接種について国からの求めに応じて必要な協力を行うことから、接種体制を構築する準備をする。

イ 住民接種（接種体制の構築）

特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対して、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する準備をする。

ウ 市立病院及び市医師会等と調整をし、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な機材等の準備を進める。

(4) 医療

ア 地域医療体制の整備等

都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。市は、都からの要請等に応じ、その対策等に協力する。(福祉部・市立病院)

イ 新型インフルエンザ専門外来

都は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備及び支援を行う。市は、これに適宜協力する。(福祉部)

ウ 感染症入院医療機関

都は、都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、業務継続計画（ＢＣＰ）等を定めた医療機関をあらかじめ感染症入院医療機関として登録する。市は、これに適宜協力する。

エ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関等は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟等において、一般の患者と発熱している患者の動線等を分離可能なものとしておく等、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具（ＰＰＥ）等必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

○ 院内感染防止対策として、院内における患者の動線等の対応を定めるとともに、個人防護具（ＰＰＥ）等必要な医療資器材の整備を行う。(市立病院)

オ 医薬品・医療資器材の確保等

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保する。(市立病院)

(5) 市民生活の安定の確保

高齢者、障害者等の要配慮者や火葬能力等について、事前に把握し支援を検討し、新型インフルエンザ等の発生時の市民生活の安定の確保のため、準備を行う。

ア 市民生活の維持

○ 高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを検討しておく。（福祉部）

○ 市民に対し、日頃から食料品、生活関連物資等の備蓄を行うよう周知する。（市民部）

イ 遺体に関する適切な対応

○ 都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民部）

ウ 都市機能の維持

行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、事前に計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。

○ 庁内については、全庁的な新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、各部との緊急連絡体制を整備する。（総務部）

○ 「稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（ＢＣＰ）」に基づき、各部署は必要に応じて実施態勢を整備する。（各部）

2 海外発生期

＜海外発生期＞

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

＜目的＞

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内・市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内・市内発生に備えて体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、国・都等を通じて海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 都と協力して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等、事業者及び市民に準備を促す。
- 4 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 市の公式ホームページや公式 **twitter**、広報紙、メール配信サービス等の広報媒体で市民及び事業者へ情報提供し、注意喚起を行うとともに、不適切な情報が伝わり、市民の不安を煽らないようにする。情報提供については高齢者や障害者等に配慮する。
(総務部・福祉部)

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えて都に協力する。

○ 市医師会を通じて医療機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の住民接種への対応策について協力要請する。(総務部・福祉部)

○ 関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について都に協力する。(総務部・福祉部・消防本部)

ウ 市民相談

都では、海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都の要請により各保健所において、新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

市は、相談センターの周知について協力するとともに、市民からの相談に対応する。(総務部・福祉部)

(2) 感染拡大防止

市民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、都内・市内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

○ 保健所は、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

市は、適宜これに協力する。(福祉部)

○ 市立学校については、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底等感染予防策について確認する。市内での発生に備え、国の基本的対処方針及び都立学校の臨時休業の基準を踏まえ、市立学校の臨時休業の基準を検討する。(教育部)

○ 都と協力して、国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や市民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛け等、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。(総務部)

○ 政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、都が施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、市民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、都と協力して事前に周知し、理解と協力を求める。(総務部)

(3) 予防接種

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保等）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、市は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、都及び市は接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

市は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、保健所・保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（福祉部）

ア 特定接種（接種の実施）

市は、市に属する新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員について接種を実施し、国の行う登録事業者に対する特定接種について国から求めに応じて必要な協力を行う。

自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し国（又は都）から協力依頼があった場合は、必要な支援を行う。

イ 住民接種（接種の計画及び実施）

接種には多くの医療従事者の確保が必要なことから、市医師会の協力を得て、その確保を図れるようにしておく。

なお、接種の実施にあたって以下に列举する事項を検討していく。

a. 市医師会に集団的接種を実施する上での医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の派遣の協力依頼を行い、接種体制につき検討していく。接種体制については、国及び都の指針を踏まえ、対象人数に合わせて検討する。

b. 接種会場として、想定される公共施設を検討しておく。

c. 接種開始日、接種会場等を通知する周知方法を計画する。

周知方法としては、広報紙、市の公式ホームページ、公式 **twitter**、広報紙、メール配信サービス、医療機関掲示用のポスター及び広報車等の活用を検討する。

d. 市医師会や公共施設の管理者及び学校関係者と接種可能な時間帯や会場について確認・検討しておく。

(4) 医療

都は、新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに患者の受入体制を整え、専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、都民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(5) 市民生活の安定の確保

ア 市民生活の維持

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。
(市民部)

イ 都市機能の維持

「稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（ＢＣＰ）」等に基づき、各部署にて対応について準備を進める。(企画部)

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 1 都内・市内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内・市内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

他の道府県や区市町村で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、市民に周知し、市民への感染予防策の励行を呼び掛ける。

また、発生状況等WHOや国及び都の最新情報を、市の公式ホームページや公式twitter、広報紙、メール配信サービス等の広告媒体で市民及び事業者へ情報提供するとともに、高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供し、注意喚起を行う。

市医師会を通じて医療機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の住民接種について協力要請する。（総務部・福祉部）

- 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、都等と情報を共有するとともに、発表の方法等については、あらかじめ検討しておく。（総務部・福祉部）

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えて都に協力する。

- 関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生後の対応策について都に協力する。(総務部・福祉部・消防本部)

ウ 市民相談

都は引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。また、夜間・休日においても、保健所が共同で窓口を設置し、相談対応を行う。保健医療に関する一般相談については、準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託する。市は、この相談センターの周知について協力する。

また、市は、国・都から質疑応答集を活用し、住民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を構築し、適切な情報提供を行う。(総務部・福祉部)

(2) 感染拡大防止

学校、幼稚園・保育施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。(福祉部)
- 市内の学校、幼稚園・保育施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。(福祉部・教育部)

(3) 予防接種

市において、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保等)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進め、準備が整い次第開始していく。(福祉部)

ア 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。

イ 住民接種(新臨時接種)

国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。

ウ 住民接種(臨時接種)

国の緊急事態宣言が行われた場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力

を得て開始する。

(4) 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザ相談センターから紹介され、感染が疑われる患者の受入体制を継続する。また、都内感染期における患者の増加に備え、都の要請に基づき病床確保に向けた院内調整を開始する。

(5) 市民生活の安定の確保

ア 市民生活の維持

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を進める。

○ 都は、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。市においても、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(市民部)

○ 下水道、コミュニティバス（iバス）等の感染しやすい場所等、市民生活や経済活動を支える事業を継続できるよう、市内での発生、流行に備えた対応を準備する。(都市建設部)

○ 高齢者や障害者等の要配慮者への支援について、都内感染期に備えた準備を行う。(市民部・福祉部)

イ 都市機能の維持

○ 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、消防機能を維持し、警察及び地域住民と連携して防犯活動を維持する。(総務部・消防本部)

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。新型インフルエンザ等の状況等により、政府が緊急事態宣言を行った場合、市は直ちに「稲城市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、都民生活及び都民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

市民に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 市は都と連携して、都内・市内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染予防策の励行を市民に呼び掛ける。国内での発生状況等WHOや国及び都の最新情報を、市の公式ホームページや公式 **twitter**、広報紙、メール配信サービス等の広告媒体で市民及び情報提供するとともに、高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供し注意喚起を行う。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況等を提供する。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとと

もに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を引き起こさないよう留意し、市の公表する情報内容が市内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。(総務部・福祉部)

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 関係機関に対し、都からの最新情報を提供するとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えて都に協力する。(総務部・福祉部・消防本部)

ウ 市民相談

都は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。また、夜間・休日においては、引き続き保健所が共同で窓口を設置し、相談対応を行うが、新たに発生した新型インフルエンザ等に関するQ&A等の準備が整った後は、一般相談に係る業務を民間のコールセンターへ委託して対応する。市は、相談センターの周知について協力するとともに、市民からの相談に対応する。

- 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる市の業務について、問い合わせへの対応は各部署が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問い合わせ先を案内できるよう、適切な情報提供を行う。また、相談の多い問い合わせは市公式ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた市民や事業者からの相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。(総務部・関係各部)

(2) 感染拡大防止

市は、市民や事業者、学校等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。

- 都と協力して、市民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。

また、市民に国の情報や発生状況、都及び市の対応を説明し、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。また、市民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。(総務部・福祉部)

- 市立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用等感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業等の措置を講じる。

また、市内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行う等の感染拡大防止策を講じる場合がある。(教育部)

- 幼稚園・保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童について、接触者の健康管理に努めるとともに、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、構内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国・都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休園についての措置を講じる場合がある。(福祉部)

(3) 予防接種

市において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保等）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

特定接種については、引き続き、国に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。

- 特定接種の準備を引き続き進め、準備が整い次第開始する。(福祉部)
- 住民接種の準備を引き続き進めて、準備が整い次第開始する。(福祉部)

(4) 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザ相談センターから紹介され、罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受け入れる。保健所は、入院勧告した際には、患者を感染症指定医療機関に移送する。

(5) 市民生活の安定の確保

ア 市民生活の維持

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を進める。

- 都は、食料品、生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。市においても、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(市民部)

○ 下水道、コミュニティバス（iバス）等、市民生活や経済活動を支える事業を継続できるよう、市内での発生、流行に備えた対応を準備する。（都市建設部）

○ 市は、関係機関等に対し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援について、都内感染期に備えた準備を依頼する。（福祉部）

○ ごみ処理体制の確保等について、関係機関等に対し、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。（市民部）

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼動するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体の一時収容所として使用できる市内の公共施設等を準備する。（市民部・市立病院・教育部）

ウ 都市機能の維持

○ 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、消防機能を維持し、警察及び地域住民と連携して防犯活動を維持する。（総務部・消防本部）

5 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、都民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報

提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者には不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報等、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

○ 市は都と連携して、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛等、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。(総務部・福祉部)

○ 都内及び市内での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更等最新情報を市の公式ホームページや公式 **twitter**、メール配信サービス等の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、市民に情報提供するとともに、高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を引き起こさないよう留意する。(総務部・福祉部)

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換等新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供する。

○ 関係機関に対し、都からの最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。(総務部・福祉部)

ウ 市民相談

都は、新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数等、状況に応じて変更する。市は、相談センターの周知について協力するとともに、市民からの相談に対応する。

また、市は、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、市が実施するイベントの延期又は中止等、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、必要に応じ設置し、市民からの問い合わせに対応できる体制を強化する。

○ 保健医療に関する相談対応については引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は各保健所において、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。市は、コールセンターの周知について協力する。(福祉部)

- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、市公式ホームページに情報を再掲して集約する等、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

なお、相談内容の変化により、問合せ窓口一覧を更新し、市公式ホームページに公表する。(総務部)

- 市民からの相談内容の変化に応じて、相談体制を変更する。(総務部・福祉部)

(2) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止し、広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、都は都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行う。市は適宜都の要請・指示に協力する。

- 市立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用等感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業等の措置を講じる。

また、市内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行う等の感染拡大防止策を講じる。(教育部)

- 幼稚園・保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童について、接触者の健康管理に努めるとともに、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、構内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国・都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休園についての措置を講じる。(福祉部)

- 市は、都と連携し、事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(市民部・福祉部)

- 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物

の開催の制限が実施されることを都と協力して周知する。(総務部・市民部・福祉部)

(3) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、市は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、市において特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を進める。

- 住民接種を引き続き進めていく。(福祉部)

(4) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科等通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

都内感染期の医療確保

<第一ステージ（通常の院内体制）>

【都の対応】

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。
かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。(福祉保健局)
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。(福祉保健局)
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、都民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促す等協力を要請する。(福祉保健局)
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を市場に放出する。(福祉保健局)

【市の対応】

- 都の要請に応じ、新型インフルエンザ等の患者の外来診療を内科や小児科等通常の感染症診療を行う科において実施する。地域の医療機関等において入院治療が必要と判断した場合の紹介は、可能な状況の場合、受入れを行う。また、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。（市立病院）

<第二ステージ（院内体制の強化）>

【都の対応】

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期等の特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。

都が要請時期を判断する一つの目安として、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 1.0 人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で、医療機関へ特段の措置の準備を要請する。

また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 10 人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。（福祉保健局）

- 医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。（福祉保健局）

【市の対応】

- 都の要請に応じ、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に医療スタッフの体制整備・入院期間の短縮や新規入院・手術の一部中止及び延期等の措置を講じることも含め検討し、入院受入体制の強化を図る。（市立病院）

<第三ステージ（緊急体制）>

【都の対応】

- インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 30 人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。（福祉保健局、総務局）
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂等）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッド等を配置すること

により更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請する。(福祉保健局)

- 必要に応じて備蓄ベッドを入院医療機関に配布する。(福祉保健局)
- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。(福祉保健局)

【市の対応】

- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、収容能力を超えたと判断した場合は、都の要請に応じ、新型インフルエンザ専用病棟やフロアの更なる拡大により、暫定的な病床の確保に努める。(市立病院)

(5) 市民生活の安定の確保

ア 市民生活の維持

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、対応を進める。

- 都は、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を要請する。市においても、必要に応じて、適切な行動を要請する。(市民部)
- 下水道、コミュニティバス（iバス）等、市民生活や経済活動を支える事業を継続できるよう、対策を講じる。(都市建設部)
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を都と連携して要請する。(福祉部)
- 自治会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要配慮者への支援について、協力依頼する。(福祉部)
- 多摩川衛生組合やごみ収集運搬委託業者と連携し、ごみ処理体制の確保を図るとともに、平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、市民や事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。(市民部)
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。(関係部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体の一時収容所として市内の公共施設等を使用する。（市民部・市立病院・教育部）

ウ 都市機能の維持

- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、災害発生への対応等消防機能を維持し、警察及び地域住民と連携して防犯活動を維持する。（総務部・消防本部）

6 小康期

＜小康期＞

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

＜目的＞

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

＜対策の考え方＞

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息について情報提供し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供を行う。

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛等感染拡大防止策が解除されたこと等を、市の公式ホームページや公式 **twitter**、メール配信サービス等の広報媒体により、市民や事業者に呼び掛けるとともに、引き続き、高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。(総務部・福祉部)

- 緊急事態宣言の解除に伴い、市対策本部を廃止する。(総務部)

イ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。(総務部・福祉部)

ウ 市民相談

市は状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。(総務部・福祉部)

(2) 感染拡大防止

流行の状況を踏まえ、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。
(総務部・福祉部・教育部)

(3) 予防接種

市は第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。予防接種の具体的な実施方法については国内発生早期(都内未発生期)で定めた方法を参照とする。また、小康期になれば市内医療機関での接種も検討する。

○ 住民接種後の事務上の手続きを進める。(福祉部)

(4) 医療

医療機関等に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

○ 新型インフルエンザ等の患者減少を受けて、都の呼び掛けに応じ、平常時の外来診療体制に戻す。ただし、第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を行う。(市立病院)

(5) 市民生活の安定の確保

市民、事業者等に平常時の市民生活への回復を呼び掛けるとともに、行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。(各部)

【用語解説】

(五十音順)

【インフルエンザ】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、**A 型**、**B 型**、**C 型**に大きく分類される。**A 型**はさらに、ウイルス表面にある赤血球凝集素（**HA**）とノイラミニダーゼ（**NA**）という、2つの糖タンパクの抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる **A/ソ連型（H1N1）**、**A/香港型（H3N2）**というのは、これらの亜型を指している。）

【基本的対処方針】

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

【サーベイランス】

見張り、監視制度という意味。
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

【指定行政機関】

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

【指定公共機関】

特措法第 2 条第 6 項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

【指定地方公共機関】

特措法第 2 条第 7 項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

【新感染症】

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾

病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

【新型インフルエンザ】

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

【咳エチケット】

飛沫感染を防ぐために、咳やくしゃみをする時はティッシュやマスク等を口と鼻にあて、他の人に直接飛沫がかからないようにすること。

【東京感染症アラート】

都では、新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と協力し、24時間体制で迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

【登録事業者】

医療提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

【鳥インフルエンザ】

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

【パンデミック】

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

【パンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

【プレパンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では **H5N1** 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

【罹患】

病気にかかること。

【資料編】

稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（ＢＣＰ）

稲城市新型インフルエンザ等対策 業務継続計画（BCP）

平成26年11月

稲城市

目 次

1. 取組の経緯	・ ・ ・ ・ ・	p 2
2. 本計画における被害想定	・ ・ ・ ・ ・	p 2
3. 計画策定の目的	・ ・ ・ ・ ・	p 3
4. 業務継続体制の考え方	・ ・ ・ ・ ・	p 4
(1) 新型インフルエンザ等発生時における業務対応の区分の考え方	・ ・ ・ ・ ・	p 4
(2) 人員の配置・応援体制	・ ・ ・ ・ ・	p 6
(3) 計画の発動と弾力的な運用	・ ・ ・ ・ ・	p 6
(4) 計画の見直し	・ ・ ・ ・ ・	p 6
5. 各部課の業務優先区分	・ ・ ・ ・ ・	p 7
議会事務局	・ ・ ・ ・ ・	p 8
企画部	・ ・ ・ ・ ・	p 9
総務部	・ ・ ・ ・ ・	p 11
市民部	・ ・ ・ ・ ・	p 15
福祉部	・ ・ ・ ・ ・	p 18
都市建設部	・ ・ ・ ・ ・	p 22
消防本部	・ ・ ・ ・ ・	p 25
教育部	・ ・ ・ ・ ・	p 27

1. 取組の経緯

本市では、平成 17 年に取りまとめた「新型インフルエンザ発生期別の各部における対応体制と対策」を下地に、平成 22 年 3 月に新型インフルエンザ患者発生時を想定した基本的な対応方針として「稲城市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。この行動計画の内容を踏まえ、必要な業務を継続できるよう備えるため、優先的に取り組むべき業務や、継続・縮小・休止する業務等を選定した「稲城市インフルエンザ対策業務継続計画」を平成 22 年 7 月に策定したところである。

平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、特措法に基づいた「稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画」が新たに策定されることに伴い、計画の内容及び現在の組織機構に対応した新たな業務継続計画として「稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」の作成を行うものである。

2. 本計画における被害想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、本計画では以下のケースを想定する。

国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」では、新型インフルエンザが発生した場合、全人口の 25%が流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患すると仮定しており、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤すると想定している。

一方、「稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画」では、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約 30%が罹患するものとした都行動計画の想定を市にあてはめ、市民の約 30%が罹患するものと想定し流行予測を行っている。

このことから、本計画では、8 週間に及ぶ流行の内、市民の 30%が罹患し、ピーク時の約 2 週間で最大 40%の職員の欠勤が予想される状況での業務継続を想定するものとする。

3. 計画策定の目的

新型インフルエンザ等発生時に際して職員が多数欠勤する状況においても、必要な業務を継続できるよう備えるため、優先的に取り組むべき業務や、継続・縮小・休止する業務等を選定し、発生状況に応じた対策や人員計画等を事前に定めることにより、市行政の機能低下を最小限にとどめ、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

目的1

「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」

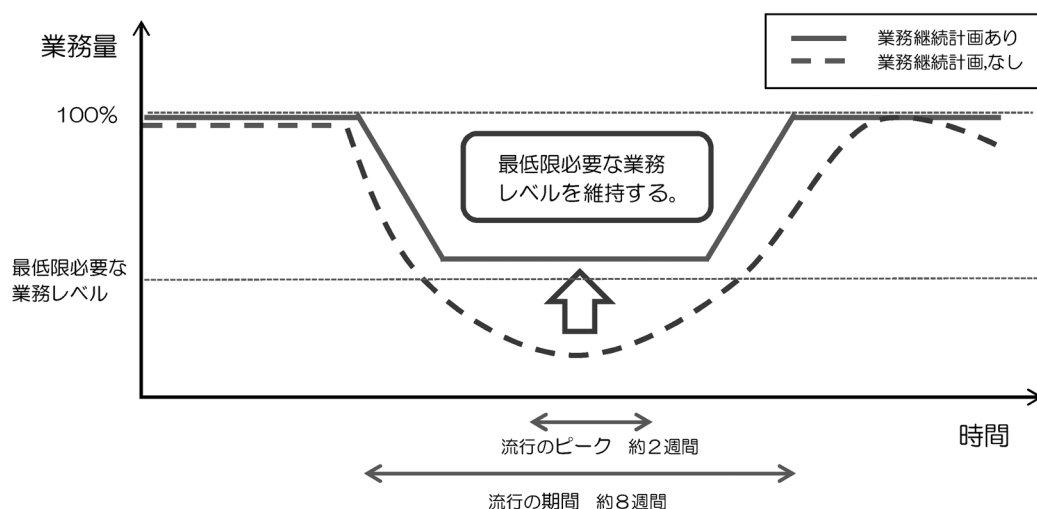
人が多数集まる機会を制限していくと同時に、感染拡大防止策の周知や情報の収集及び提供などを行うことで、感染流行のピークを抑え、感染者数を減少させる。

目的2

「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」

最大で40%の職員の欠勤が予測される状況での職員体制においても、通常業務の中で、縮小や休止することにより、市民生活や社会活動に可能な限り支障が生じないように、市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜業務継続計画策定の効果 概念図＞



4. 業務継続体制の考え方

(1) 新型インフルエンザ等発生時における業務対応の区分の考え方

市が実施する業務について、新型インフルエンザ等の発生に伴い新たに発生する業務を「新たに発生する業務 (A)」とし、通常業務を「継続業務 (B)」、「縮小業務 (C)」、「休止業務 (D)」に区分する。業務継続の優先度に応じた職員体制を構築することで、市行政の機能維持を図るものである。

なお、各業務の実施にあたっては、新型インフルエンザ等の感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行うものとする。

<新たに発生する業務 (A)>

①感染拡大防止策

感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務

(例) 住民接種、感染拡大防止策の周知、情報収集及び情報提供等

②危機管理体制上必要となる業務

新型インフルエンザ発生に伴う危機管理上必要な業務

(例) 対策本部体制業務等

<継続業務 (B)>

①市民の生命や健康を守るための業務

市民の生命や健康を守るため、その機能を縮小又は休止することができない業務

(例) 消防・救急対応、介護支援、社会的弱者への生活支援等

②市民生活の維持に係る業務

市民生活に密着した業務で、縮小や休止することにより、市民生活や社会活動に支障が生じる業務

(例) 戸籍・住基事務、生活保護事務、ごみの収集等

③休止すると重大な法令違反となる業務

国や都の法令により期限等が定められており、市の判断で縮小又は休止することができない業務

(例) 選挙事務、法定検査等

④市政業務維持のための基盤業務

市政業務を支えるシステムや業務で、中断又は休止すると重大な支障が生じる業務

(例) 情報システムの維持等

<縮小業務（C）>

①継続・休止以外の業務

限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫するなど縮小して実施する業務

（例）人事・財務・契約等の内部管理事務、道路・公園等の管理等

②対面業務等を工夫して実施する業務

庁舎内での感染拡大を防止するため、電話、郵送やインターネット等による取扱などで対応する対面業務

（例）窓口業務、相談業務等

<休止業務（D）>

①多数の人が集まる施設や業務

感染拡大を防止するため、人が集まる機会や、対面する機会を減らすことが有効であり、休止することが適切な業務

（例）文化・スポーツ施設等の運営、イベント・集会の開催等

②その他、緊急性を要しない業務

実施時期を延期できるような業務や、休止しても市民生命、健康及び市民生活に影響が少ない業務

（例）各種計画の策定業務、監査、各種調査事務等

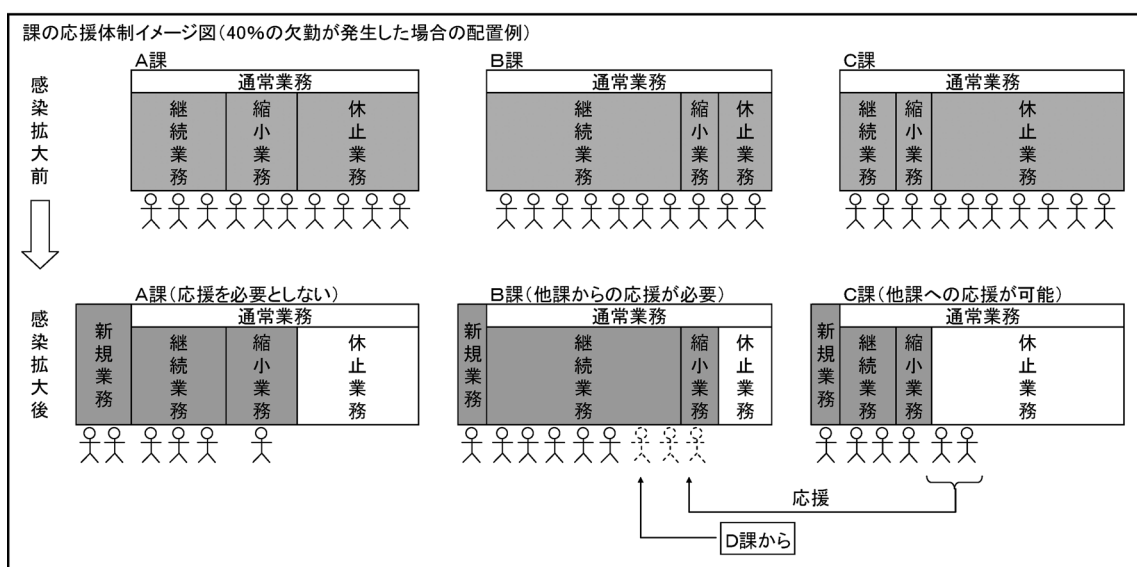
<業務区分の概念図>



(2) 人員の配置・応援体制

継続する通常業務と、新型インフルエンザ対策にあたって発生する業務の実施に必要な人員については、まず部内で調整し対応するが、職員の欠勤状況により、部単位での対応が困難となる状況が想定される。

そのため、流行期に備えて、新型インフルエンザ対策本部からの指示により、総務契約課にて通常業務の継続と新規業務の遂行に必要な人員数を調査・確認する。その後、感染が拡大する段階で、対策本部からの指示により、人事課にて各課職員の欠勤状況を把握し、業務継続を行うための職員配置を行うものとする。



(3) 計画の発動と弾力的な運用

業務継続計画の発動は、市内の新型インフルエンザ等罹患の状況と、職員の欠勤状況を踏まえ、市新型インフルエンザ等対策本部長が決定する。

なお、本計画は病原性の高い場合を想定した内容で策定している。このため、病原性の高低や感染力の強弱、その他職員の欠勤状況などに応じ、弾力的・機動的な運用を図り、必要な業務を継続できるよう運用していく。

(4) 計画の見直し

「稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画」に修正が発生した場合や、国や都の計画等が見直された場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、各部課の業務区分等については、状況の変化に応じて適宜更新を行う。

5. 各部課の業務優先区分

4 ページの「新型インフルエンザ等発生時における業務対応の区分の考え方」の区分に基づき、業務継続計画を実施する上での各部課における業務の優先度を区分した一覧を次ページ以降に記載した。

なお、最大で 40% の職員が欠勤する状況下で業務を継続するための目安として、業務実施に最低限必要な職員数（正規職員、再任用職員及び専務的非常勤職員）を部課ごとに示している。

各部課の業務優先区分一覧

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非 常勤)
議会事務局				
新たに発生する業務		(新型インフルエンザ等に関する)市議会との連絡調整に関すること。	A	1
議会事務局	通常業務	議員の議員報酬及び費用弁償その他諸給与に関すること。	B	3
		職員の人事、服務、給与に関すること。	B	
		公印の管理に関すること。	C	
		議員の身分及び資格得失に関すること。	C	
		議会に関する条例、規則の制定、改廃に関すること。	C	
		文書の收受、発送、編さん及び保管に関すること。	C	
		議会予算の立案及び経理に関すること。	C	
		備品及び消耗品の管理、受払に関すること。	C	
		議場その他議会各室の管理、取締りに関すること。	C	
		議会報の編さん及び発行に関すること。	C	
		本会議に関すること。	C	
		常任委員会及び特別委員会に関すること。	C	
		議員協議会及び公聴会に関すること。	C	
		会議通知に関すること。	C	
		質問及び発言通告に関すること。	C	
		議員の欠席に関すること。	C	
		請願書及び陳情書の受理並びにその処理に関すること。	C	
		議員及び市長提出議案の処理に関すること。	C	
		決議案、発議案及び意見書の作成に関すること。	C	
		会議の議決事項の処理及び諸般の報告に関すること。	C	
		議会の傍聴人に関すること。	C	
		各種会議録の調整、編さんに関すること。	C	
		その他議事に関すること。	C	
		議会の儀式、交際及び接待に関すること。	D	
		祝辞、弔辞、あいさつ文等の原案を作成すること。	D	
		議長会及びその他の会議に関すること。	D	
		議員の研修、厚生に関すること。	D	
		議会図書に関すること。	D	
		議会に関する各種統計に関すること。	D	
		各種法規の調査、研究に関すること。	D	
		各種行政に関する調査、世論、情報の収集、整理に関すること。	D	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
企画部				
新たに発生する業務		新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。	A	4
		(新型インフルエンザ等に関する) 在日米軍との連絡調整に関する こと。	A	
		新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保 管に関する事務に関すること。	A	
企画政策課	通常業務	市政の基本的施策の企画、立案及び調整に関すること。	C	1
		庁議に関すること。	C	
		新規施策の企画及び調整に関すること。	C	
		特命事項に関すること。	C	
		基地対策に関すること(要請行動を含む)。	D	
		市の長期基本計画等に関すること。	D	
		行政改革の推進に関すること。	D	
		行政組織及び機構に関すること。	D	
		主要事務事業の進行管理に関すること。	D	
		事務改善に関すること。	D	
		P F I 及び指定管理者制度に関すること。	D	
財政課	通常業務	予算の編成及び執行管理に関すること。	B	4
		予備費の管理及び一時借入金に関すること。	B	
		地方債及び積立基金の管理に関すること。	B	
		収益事業に関すること。	B	
		財政計画の立案及び調整に関すること。	B	
		市公金取扱金融機関の指定に関すること。	B	
		財政事情の公表及び決算等の財務統計に関すること。	C	
		財務書類の作成及び分析に関すること。	C	
課税課	通常業務	市民税の諸証明に関すること。	B	10
		原動機付自転車の標識の交付及び廃止に関すること。	B	
		土地に係る固定資産税及び都市計画税の諸証明に関すること。	B	
		家屋に係る固定資産税及び都市計画税の諸証明に関すること。	B	
		市民税及び軽自動車税の賦課、調定並びに減免に関すること。	C	
		市たばこ税に関すること。	C	
		その他諸税に関すること。	C	
		土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定並びに減免に 関すること。	C	
		土地の評価に関すること。	C	
		土地台帳及び名寄帳に関すること。	C	
		公図の閲覧並びに整備及び保管に関すること。	C	
		特別土地保有税に関すること。	C	
		家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定並びに減免に 関すること。	C	
		家屋の評価に関すること。	C	
		家屋台帳及び名寄帳に関すること。	C	
		償却資産に係る固定資産税の賦課、調定並びに減免に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
課税課 (続き)	通常業務	償却資産の評価に関すること。	C	
		償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。	C	
		国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関すること。	C	
収納課	通常業務	市税の納税証明その他徴収の証明に関すること。	B	9
		過誤納金の還付及び充当に関すること。	C	
		市税の徴収及び滞納処分に関すること。	C	
		市税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。	C	
		市税の執行停止及び欠損処分に関すること。	C	
		市税徴収の囑託及び受託に関すること。	C	
		延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。	C	
		過年度における税外債権（後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童クラブ育成料、下水道受益者負担金）の徴収及び滞納処分に関すること。	C	
		過年度における税外債権（後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童クラブ育成料、下水道受益者負担金）の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。	C	
		過年度における税外債権（後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童クラブ育成料、下水道受益者負担金）の執行停止及び欠損処分に関すること。	C	
会計課	通常業務	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む）の出納及び保管に関すること。	B	2
		小切手の振出しに関すること。	B	
		収支命令書の審査及び執行に関すること。	B	
		有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む）の出納及び保管に関すること。	C	
		現金及び財産の記録管理に関すること。	C	
		支出負担行為の確認に関すること。	C	
		決算に関すること。	C	
		担保物件及び保証金の委託並びに寄附金の取扱いに関すること。	C	
		金銭出納員及び金銭出納事務補助職員に関すること。	C	
		委託事務の出納に関すること。	C	
		物品（基金に属する動産を含む）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
総務部				
新たに発生する業務		本部の運営に関すること。	A	8
		(新型インフルエンザ等対策に係る) 都及び関係機関との連絡調整に関すること。	A	
		情報等の収集・提供及び記録に関すること。	A	
		報道機関との連絡に関すること。	A	
		相談体制の整備、調整及び運営に関すること。	A	
		社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。	A	
		本庁舎の入庁管理に関すること。	A	
		職員の感染予防に関すること。	A	
		職員の予防接種(特定接種に限る)の実施に関すること。	A	
		(新型インフルエンザ等に対応した) 職員の動員及び給与に関すること。	A	
		資源の使用抑制に関すること。	A	
		消防救急部門及び保健医療部門との連絡調整に関すること。	A	
		新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。	A	
		繰延投票の検討(市議・市長選の場合)に関すること。	A	
		投開票所の変更検討に関すること。	A	
総務契約課	通常業務	行政一般の庶務に関すること。	C	3
		市議会との連絡に関すること。	C	
		事務の引継ぎに関すること。	C	
		自治会に関すること。	C	
		防犯に関すること。	C	
		東京市町村総合事務組合に関すること。	C	
		寄付に関すること。	C	
		災害対策の調整に関すること。	C	
		危機管理に関すること。	C	
		総合案内に関すること。	C	
		他の部及び課の所管に属しない事務に関すること。	C	
		物品、工事等の入札及び契約に関すること。	C	
		指名業者選定委員会に関すること。	C	
		入札参加資格者の調査に関すること。	C	
		その他契約事務に関すること。	C	
		工事等の検査に関すること。	C	
		各種統計に関すること。	D	
		人権問題に関すること。	D	
		市の式典、表彰及び褒章に関すること。	D	
人事課	通常業務	職員の給与等に関すること。	B	7
		職員の公務災害補償に関すること。	B	
		職員の定数及び配置に関すること。	C	
		職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関すること。	C	
		東京都市町村職員退職手当組合に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
人事課 (続き)	通常業務	職員団体に関すること。	C	
		東京都市町村職員共済組合に関すること。	C	
		職員の労働安全衛生に関すること。	C	
		職員の健康管理に関すること。	C	
		職員の選考及び試験に関すること。	D	
		業務の目標管理に関すること。	D	
		東京都市町村公平委員会に関すること。	D	
		職員の研修に関すること。	D	
		職員の被服貸与に関すること。	D	
		職員互助会に関すること。	D	
		その他職員の福利厚生に関すること。	D	
秘書広報課	通常業務	広報紙及び広報刊行物の編集並びに発行に関すること。	B	3
		市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。	B	
		その他広報広聴に関すること。	B	
		市長及び副市長の秘書に関すること。	B	
		市長会及び副市長会に関すること。	B	
		渉外、交際等に関すること。	C	
		陳情及び苦情の受付、調査、回答等に関すること。	C	
		広報計画に関すること。	D	
		広聴会の計画及び実施に関すること。	D	
		世論調査に関すること。	D	
情報管理課	通常業務	行政不服審査、訴訟及び和解等に関すること。	B	3
		情報処理システム等の管理運営に関すること。	B	
		議案の作成に関すること。	C	
		条例、規則、訓令等の審査及び公布に関すること。	C	
		公告式に関すること。	C	
		公印の管理に関すること。	C	
		文書の收受、配布及び発送に関すること。	C	
		文書及び図書の保存並びに管理に関すること。	C	
		情報公開の総合調整に関すること。	C	
		個人情報保護の総合調整に関すること。	C	
		固定資産評価審査委員会に関すること。	C	
		印刷機、事務機器等の管理に関すること。	C	
		その他文書の取扱いに関すること。	C	
		OA化推進に関すること。	C	
		資産公開に関すること。	D	
		顧問弁護士による行政相談に関すること。	D	
		廃棄文書の再資源化に関すること。	D	
		情報処理システムの企画、立案及び調整に関すること。	D	
		地域情報化の推進に関すること。	D	
財産管理課	通常業務	庁舎の管理、当直及び取締りに関すること。	B	3
		庁舎内の電話の管理に関すること。	B	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
財産管理課 (続き)	通常業務	消防庁舎の維持管理に関する事。	B	
		市有建築物の光熱水費の執行に関する事。	B	
		車両の維持及び管理に関する事。	B	
		車両の使用許可及び運行に関する事。	B	
		複合施設ふれんど平尾（グラウンド及び体育館を除く）の維持管理に関する事。	C	
		文化センター及び学校施設内学童クラブの維持管理に関する事。	C	
		普通財産の管理に関する事。	C	
		公有財産の統轄及び処分に関する事。	C	
		公有財産の保険契約に関する事。	C	
		普通財産の境界に関する事。	C	
		庁舎内の備品台帳の整備に関する事。	D	
		財産台帳の整備に関する事。	D	
		行政区域の変更及び配置分合に関する事。	D	
		財産価格審査委員会に関する事。	D	
		地価公示に関する事。	D	
		土地開発公社に関する事。	D	
		財務書類作成のための資産台帳の整備に関する事。	D	
選挙管理委員会 事務局	通常業務	選挙人名簿の調製に関する事。	B	1
		各種選挙の執行に関する事。	B	
		最高裁判所裁判官国民審査の事務に関する事。	B	
		直接請求に関する事。	B	
		職員の人事、服務及び給与に関する事。	B	
		選挙人名簿の異動整理に関する事。	C	
		選挙の争訟に関する事。	C	
		政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に関する事。	C	
		検察審査会審査員候補者予定者名簿調製及び送付に関する事。	C	
		裁判員候補者予定者名簿調製及び送付に関する事。	C	
		その他の選挙事務に関する事。	C	
		公告式に関する事。	C	
		公印の管理に関する事。	C	
		委員会の会議に関する事。	C	
		文書の收受、発送、保管及び保存に関する事。	C	
		予算の経理及び決算に関する事。	C	
		物品の管理に関する事。	C	
		選挙制度及び選挙法令等の調査研究に関する事。	D	
		選挙に関する記録、統計及び調査に関する事。	D	
		委員会の規程の制定、改廃に関する事。	D	
		選挙の啓発に関する事。	D	
		選挙管理委員会連合会に関する事。	D	
監査事務局	通常業務	住民監査請求に関する事。	B	1
		監査委員に関する事。	C	
		公印の管理に関する事。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
監査事務局 (続き)	通常業務	事務局の文書の収受、発送及び整理保存に関すること。	C	
		事務局の予算の経理に関すること。	C	
		事務局の人事及び服務に関すること。	C	
		物品の管理に関すること。	C	
		監査、検査、審査の実施並びに提出書類の作成及び公表に関すること（住民監査請求を除く）。	C	
		監査に関する諸資料の作成、収集及び整理保存に関すること。	D	
		全国、関東及び東京都市監査委員会に関すること。	D	
		その他監査事務に関すること。	D	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
市民部				
新たに発生する業務		ごみの排出抑制に関すること。	A	24
		住民の安否情報の整理及び記録に関すること。	A	
		食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。	A	
		(新型インフルエンザ等対策に係る) 中小企業、農業団体等との対策に関すること。	A	
		遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。	A	
市民課	通常業務	住民基本台帳及び印鑑登録に関する各種届及び申請の受付並びに写し及び証明書の作成並びに交付に関すること。	B	8
		交通災害共済に関すること。	B	
		自動車の臨時運行許可に関すること。	B	
		出張所との連絡調整に関すること。	B	
		町名地番変更証明書の作成及び交付に関すること。	B	
		成年被後見人の記録に関すること。	B	
		戸籍に関する各種届及び申請の受付並びに証明書の作成、整備及び管理に関すること。	B	
		埋火葬及び改葬許可申請の受付並びに保管並びに許可書の作成及び交付に関すること。	B	
		相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の規定による通知書の作成及び送付に関すること。	B	
		特別永住者証明書等の受付、交付等に関すること。	B	
		犯歴に関すること。	B	
		住民基本台帳の閲覧に関すること。	C	
		都営住宅の入居に関すること。	C	
		南多摩斎場組合、稲城・府中墓苑組合及び南多摩都市霊園に関すること。	C	
		住民実態調査に関すること。	D	
		人口動態に関すること。	D	
	出張所 通常業務	住民基本台帳及び印鑑登録に関する各種届及び申請の受付並びに写し及び証明書の作成並びに交付に関すること。	B	4
		戸籍の証明書の交付に関すること。	B	
		市税に関する諸証明の交付及び受付に関すること。	B	
		国民健康保険に関する諸届の受付及び被保険者証の交付に関すること。	B	
		介護保険に関する諸届の受付及び回付に関すること。	B	
		国民年金に関する諸届の受付及び回付に関すること。	B	
		妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。	B	
		交通災害共済組合への加入届の受付等に関すること。	B	
		福祉に関する諸届の受付及び回付に関すること。	B	
		その他市政総合案内、相談及び受付等に関すること。	B	
保険年金課	通常業務	出張所の管理に関すること。	B	5
		市税及び国民健康保険税の収納に関すること。	C	
		手数料、使用料及び介護保険料の収納に関すること。	C	
		国民年金及び福祉年金の受付に関すること。	B	
		国民年金裁定請求書の受付及び送付に関すること。	B	
		国民健康保険の被保険者資格に関すること。	B	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
保険年金課 (続き)	通常業務	国民健康保険の給付に関すること。	B	
		国民健康保険関係の諸証明に関すること。	B	
		日雇労働者健康保険に関すること。	B	
		後期高齢者医療の被保険者資格に関すること。	B	
		後期高齢者医療保険料の賦課及び保険給付（東京都後期高齢者医療広域連合が所掌するものを除く）に関すること。	B	
		被保険者の把握に関すること。	C	
		国民年金保険料の免除手続に関すること。	C	
		その他年金に関すること。	C	
		国民健康保険税の賦課及び減免に関すること。	C	
		国民健康保険運営協議会に関すること。	C	
		国民健康保険被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。	C	
		国民健康保険事業の庶務に関すること。	C	
		後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関すること。	C	
		その他被保険者の便益の増進に寄与するものとして稲城市後期高齢者医療に係る事務に関すること。	C	
経済観光課	通常業務	農産物病害虫及び家畜伝染病の予防に関すること。	B	4
		事業資金融資及び利子補給に関すること。	B	
		農林業及び畜産業の振興、指導及び奨励に関すること。	C	
		都市農業等に関すること。	C	
		農業委員会及び農業団体との連絡調整に関すること。	C	
		農業用施設に関すること。	C	
		ファミリー農園に関すること。	C	
		商工業及び建設業の振興、指導及び奨励に関すること。	C	
		商工業団体の指導及び育成に関すること。	C	
		労働及び勤労者対策に関すること。	C	
		その他商工業及び建設業に関すること。	C	
		観光の振興、推進及び普及に関すること。	C	
		観光施策の調査及び企画に関すること。	C	
		観光事業の計画、推進及び宣伝に関すること。	C	
環境課	通常業務	汚物清掃に関すること。	B	8
		し尿及び汚水の収集並びに処理に関すること。	B	
		塵芥の収集及び処理に関すること。	B	
		犬猫等の死体の収集及び処分に関すること。	B	
		し尿及び塵芥の処理手数料に関すること。	C	
		一般廃棄物処理業者の許可等に関すること。	C	
		廃棄物の減量及び再資源化に関すること。	C	
		公害に対する監視、指導及び規制に関すること。	C	
		公害に対する相談及び苦情処理に関すること。	C	
		公害の調査、測定及び検査に関すること。	C	
		環境基本計画に関すること。	C	
		環境に関する調査及び啓発に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
環境課 (続き)	通常業務	浄化槽業者の許可等に関する事。	D	
		市内の美化に関する事。	D	
		多摩川衛生組合及び東京たま広域資源循環組合に関する事。	D	
		その他清掃に関する事。	D	
		再利用計画の推進に関する事。	D	
		その他リサイクルの推進に関する事。	D	
		不快害虫等の駆除及び指導に関する事。	D	
		環境保全に関する事。	D	
		その他公害対策に関する事。	D	
		環境審議会に関する事。	D	
市民協働課	通常業務	生活資金融資に関する事。	B	3
		市民くらしの相談に関する事。	C	
		アドボカシー相談に関する事。	C	
		消費者被害の防止及び救済に関する事。	C	
		消費知識の啓発及び普及に関する事。	D	
		消費者ルームの運営に関する事。	D	
		計量検定その他計量に関する事。	D	
		その他消費生活に関する事。	D	
		女性問題に関する施策の推進及び総合調整に関する事。	D	
		市民との協働推進に関する事。	D	
		姉妹都市、国際交流等の事業の調整に関する事。	D	
		市民まつりに関すること。	D	
		市民憲章に関する事。	D	
		地域振興プラザの管理に関する事。	D	
		平和事業の調整に関する事。	D	
		生活文化施設の運営に関する事。	D	
農業委員会 事務局	通常業務	農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という）に定められている農地事務に関する事。	B	1
		農業の改善並びに振興に関する事。	C	
		国有農地の管理および転用事務に関する事。	C	
		公印の管理に関する事。	C	
		予算経理に関する事。	C	
		文書収受、発送並びに整理保存に関する事。	C	
		答申、報告に関する事。	C	
		備品の整理保管に関する事。	C	
		その他農業委員会事務局に関する事。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非 常勤)
福祉部				
新たに発生する業務		新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集及び対応方針に関する こと（保健医療分野に限る）。	A	15
		感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る）。	A	
		保健医療分野における市民、医療機関等からの相談に関する こと。	A	
		住民接種の実施に関すること。	A	
		衛生材料等の確保に関すること。	A	
		（新型インフルエンザ等対策に係る）都等との連絡調整（保健医療 分野に限る）に関すること。	A	
		（新型インフルエンザ等対策に係る）医師会等との連絡調整に関 すること。	A	
		（新型インフルエンザ等対策に係る）社会福祉団体等との連絡及び 協力に関すること。	A	
		危機管理部門及び消防救急部門との連絡調整に関すること。	A	
		（新型インフルエンザ等対策に係る）高齢者及び障害者等の支援に 関すること。	A	
生活福祉課	通常業務	中国残留邦人等に対する支援のうち、経理及び庶務に関する こと。	B	10
		災害救援物資等に関すること。	B	
		日本赤十字社及び共同募金に関すること。	B	
		稲城市社会福祉協議会の運営に関すること。	B	
		福祉センターに関すること。	B	
		生活保護の経理及び庶務に関すること。	B	
		災害時要援護者登録に関すること。	B	
		生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護及び援護に関 すること。	B	
		行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	B	
		中国残留邦人等に対する支援に関すること。	B	
		民生委員及び児童委員に関すること。	C	
		戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。	C	
		原子爆弾被爆者等の援護に関すること。	C	
		恩給及び扶助料に関すること。	C	
		保護司に関すること。	C	
		多摩南部成年後見センターの運営に関すること。	C	
		住宅支援給付事業に関すること。	C	
		保健福祉総合計画に関すること。	D	
		多摩地域福祉有償運送運営協議会に関すること。	D	
		社会福祉法人の所轄庁として行う事務に関すること。	D	
高齢福祉課	通常業務	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置及び援護に関 すること。	B	9
		高齢者住宅、シルバーピア等に関すること。	B	
		高齢者の保健福祉及び介護保険の相談及び利用支援に関する こと。	B	
		老人福祉法に基づく措置及び援護に関すること。	B	
		高齢者の虐待に関すること。	B	
		介護保険に係る保険給付に関すること。	B	
		老人週間事業に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
高齢福祉課 (続き)	通常業務	高齢者福祉施設の整備等に関する事。	C	
		その他高齢者の福祉の増進に関する事。	C	
		地域ケア会議に関する事。	C	
		地域包括支援センターの統括指導に関する事。	C	
		地域支援事業に関する事。	C	
		介護認定調査等に関する事。	C	
		介護保険の被保険者資格に関する事。	C	
		要介護認定に関する事。	C	
		介護認定審査会に関する事。	C	
		介護保険に係る保険料の賦課及び徴収に関する事。	C	
		介護保険事業計画に関する事。	C	
		介護保険運営協議会に関する事。	C	
		その他介護保険に関する事。	C	
		老人福祉計画に関する事。	D	
		シルバー人材センターの指導及び育成に関する事。	D	
		老人クラブの育成及び指導に関する事。	D	
		地域密着型サービスに係る事業者の指定、指導及び監査に関する事。	D	
障害福祉課	通常業務	身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。	C	5
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に関する事（2に関するものを除く）。	C	
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事。	C	
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。	C	
		障害程度区分判定等審査会に関する事。	C	
		心身障害者に係る各種手当及び特殊疾病見舞金に関する事。	C	
		難病患者等に係る医療費等の助成に関する事。	C	
		障害者就労支援センターに関する事。	C	
		発達支援センターに関する事。	C	
		障害者虐待防止センターの機能に関する事。	C	
		心身障害者医療費の助成に関する事。	C	
		心身障害者扶養共済等に関する事。	C	
		小児慢性疾患医療費の助成に関する事。	C	
		障害者団体との連絡及び調整に関する事。	C	
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく市長同意に関する事。	C	
		その他障害者の福祉の増進に関する事。	C	
		障害者計画及び障害福祉計画に関する事。	D	
		地域自立支援協議会に関する事。	D	
健康課	通常業務	医科、歯科及び薬剤の各団体との連絡調整に関する事。	B	6
		休日急病診療に関する事。	B	
		各種予防接種に関する事。	B	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
健康課 (続き)	通常業務	感染症の予防及びまん延防止に関すること。	B	
		保健・衛生思想の普及及び健康の増進に関すること。	B	
		大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関すること。	B	
		施設の管理及び課内の庶務に関すること。	B	
		母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導及び事業に関すること。	C	
		健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく事業に関すること。	C	
		結核予防に関すること。	C	
		狂犬病予防、畜犬登録等に関すること。	C	
		少子対策に関すること。	C	
		地域保健協議会に関すること。	C	
		骨髄提供支援事業に関すること。	C	
		稲城市健康プラザに関すること。	D	
子育て支援課	通常業務	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。	B	11
		児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童育成手当に関すること。	B	
		乳幼児医療費助成及び義務教育就学児医療費助成に関すること。	B	
		未熟児養育医療費の給付に関すること。	B	
		ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。	B	
		母子生活支援施設への入所に関すること。	B	
		女性福祉資金及び母子福祉資金の貸付け並びに返還に関すること。	B	
		保育所の入所に関すること。	B	
		保育所・幼稚園の連絡調整に関すること。	B	
		保育料の認定及び徴収に関すること。	B	
		認可外保育所事業に関すること。	B	
		特別保育に関すること。	B	
		子ども家庭支援センターの業務のうち児童虐待に関すること。	B	
		母子家庭及び寡婦の福祉相談に関すること。	C	
		その他ひとり親家庭等の福祉の増進に関すること。	C	
		保育所運営費に関すること。	C	
		幼児教育に係る支援に関すること。	C	
		私立学校に関すること。	C	
		子育て支援コーディネーターに関すること。	C	
		その他子育て支援に関すること。	C	
		その他の子ども家庭支援センターの業務及び管理に関すること。	C	
		子育ての計画に関すること。	D	
		保育所の施設計画に関すること。	D	
		子ども家庭支援センターの業務のうちあそびの広場事業に関すること。	D	
	保育園 通常業務	入所児童の保育に関すること。	B	50
		入所児童の健康管理に関すること。	B	
		給食の計画及び調理に関すること。	B	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
子育て支援課 (続き)	保育園 通常業務	保育施設の管理運営に関すること。	B	
		その他保育園に関すること。	B	
児童青少年課	通常業務	学童クラブの入所に関すること。	B	21
		学童クラブの連絡調整に関すること。	B	
		学童クラブの民間委託に関すること。	B	
		学童クラブの運営に関すること。	B	
		児童館の運営に関すること。	B	
		青少年の健全育成に関すること。	C	
		学童クラブ育成料の徴収に関すること。	C	
		青少年問題協議会に関すること。	D	
		青少年委員に関すること。	D	
		児童館及び学童クラブの施設計画に関すること。	D	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非 常勤)
都市建設部				
新たに発生する業務		救助物資の輸送に関すること。	A	10
		(新型インフルエンザ等対策に係る)都(水道局)との連絡調整に関すること。	A	
都市計画課	通常業務	都市計画決定及び変更に関すること。	C	4
		都市計画関係図書の管理及び縦覧に関すること。	C	
		都市計画の証明に関すること。	C	
		まちづくりに関する計画及び事業の調整に関すること。	C	
		都市計画の企画及び調査に関すること。	C	
		生産緑地地区に関すること。	C	
		建築行為等の許可等に関すること。	C	
		交通政策に関すること。	C	
		公有地拡大法(昭和47年法律第66号)に関すること。	C	
		国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に関すること。	C	
		町界町名地番整理に関すること。	C	
		開発事業の調整及び指導に関すること。	C	
		住宅政策に関すること。	C	
		優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	C	
		マンションの建替えに関すること。	C	
		墓地等の経営の許可等に関すること。	C	
		地区計画の決定及び変更に関すること。	C	
		地区計画の届出に関すること。	C	
		都市計画審議会に関すること。	D	
		特定優良賃貸住宅の供給計画に関すること。	D	
		住宅マスタープランの策定及び推進に関すること。	D	
土木課	通常業務	都市計画道路の事業認可並びに工事に係る設計及び施工に関すること。	C	4
		道路及び橋りょうの工事に係る計画、設計及び施工に関すること。	C	
		交通安全施設の工事に係る設計及び施工に関すること。	C	
		道路及び橋りょうの災害復旧工事に係る計画、設計及び施工に関すること。	C	
		道路、橋りょう及び付属物の補修工事に係る計画、設計及び施工に関すること。	C	
		河川及び水路の工事に係る計画、設計並びに施工に関すること。	C	
		河川及び水路の災害復旧工事に係る計画、設計並びに施工に関すること。	C	
		河川、水路及び付属物の補修工事に係る計画、設計並びに施工に関すること。	C	
		公園及び緑地の計画、調査、設計、施工並びに監督に関すること。	C	
		(公益財団法人)いなぎグリーンウェルネス財団に関すること。	C	
		公園の占用並びに使用に関すること。	C	
		公園及び緑地の管理に関すること。	C	
		公用・公共用地の取得手続きに関すること。	C	
		公用・公共用地の取得に係る家屋その他物件補償に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的 非常勤)
土木課 (続き)	通常業務	買収済道路予定地の管理に関する事。	C	
		狭隘(あい)道路拡幅整備に関する事。	D	
		緑の保護及び緑化推進に関する事。	D	
		都市計画公園の都市計画決定及び事業認可に関する事。	D	
		公園に関する台帳の作成並びに管理に関する事。	D	
建築保全課	通常業務	市有建築物の定期点検及び修繕に関する事。	C	1
		市有建築物の設計、施工及び工事監理並びに監督に関する事。	C	
		市有建築物の改修計画及び保全計画に関する事。	D	
		市有建築物の建設計画に係る調整に関する事。	D	
管理課	通常業務	道路、河川及び水路の占用並びに使用に関する事。	C	3
		道路、橋りょう、河川及び水路に関する台帳の作成並びに管理に関する事。	C	
		道路の掘削許可に関する事。	C	
		屋外広告物に関する事。	C	
		交通安全施設の調査、計画、警察協議及び管理に関する事。	C	
		自転車対策及び駐輪場の管理に関する事。	C	
		公共交通に関する事。	C	
		道路、橋りょう、河川、水路及び付属物の維持補修に関する事。	C	
		作業班の活動に関する事。	C	
		道路、河川及び水路の境界立会いに関する事。	D	
		道路線の認定、変更及び廃止に関する事。	D	
		砂利採取に関する事。	D	
		私道整備に関する事。	D	
		交通安全思想の普及及び交通安全対策に関する事。	D	
		交通安全対策協議会に関する事。	D	
区画整理課	通常業務	保留地の管理及び処分に関する事。	C	6
		国、都等の補助事業の事務に関する事。	C	
		市施行の土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等に関する事。	C	
		清算金の徴収及び交付に関する事。	C	
		換地に関する事。	C	
		土地区画整理事業に伴う工作物、埋設物等の移設に関する事。	C	
		土地区画整理事業に伴う建物その他物件の移転、撤去及び損失補償に関する事。	C	
		土地区画整理事業に係る道路、排水等の工事に関する事。	C	
		市施行の土地区画整理事業に係る事業計画及び実施計画変更に関する事。	C	
		土地区画整理事業の施行地区内の土地利用に関する事。	C	
		南武線連続立体交差事業に関する事。	C	
		土地区画整理審議会に関する事。	D	
市街地整備課	通常業務	土地区画整理事業の計画、調査、測量及び調整に関する事。	C	3
		組合施行による土地区画整理事業の指導、助言及び補助に関する事。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
市街地整備課 (続き)	通常業務	組合施行による土地区画整理事業に伴う建築行為等の許可等に関する こと。	C	
		ニュータウン地区の総合調整に関する こと。	C	
下水道課	通常業務	下水道使用料に関する こと。	B	5
		多摩水道連絡会等に関する こと。	B	
		専用水道事務等に関する こと。	B	
		下水道事業受益者負担金の賦課、調定及び徴収に関する こと。	C	
		下水道事業に関する財政計画及び資金計画に関する こと。	C	
		流域下水道事業関連負担金の調整に関する こと。	C	
		下水道施設の管理に関する こと。	C	
		水洗化普及及び促進に関する こと。	C	
		排水設備に関する こと。	C	
		下水道台帳の整理保管に関する こと。	C	
		指定下水道工事店に関する こと。	C	
		下水道事業の都市計画決定及び事業認可に関する こと。	C	
		国、都等の補助事業の事務に関する こと。	C	
		下水道工事の基本設計及び調査に関する こと。	C	
		流域下水道に係る連絡調整に関する こと。	C	
		下水道工事の実施設計、施行及び監督に関する こと。	C	
		下水道事業の企画及び調査に関する こと。	D	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非 常勤)
消防本部				
新たに発生する業務		本部の庶務に関すること。	A	5
		(新型インフルエンザ等に関する)患者の移送等に関すること。	A	
		感染防止資機材等の確保に関すること。	A	
		危機管理部門と保健医療部門との連絡調整に関すること。	A	
		(新型インフルエンザ等対策に係る)国、都等との連絡調整(防災分野に限る)に関すること。	A	
消防総務課	通常業務	消防職員の公務災害補償に関すること。	B	2
		消防職員の健康管理及び衛生管理に関すること。	B	
		消防職員の給与、旅費、手当等に関すること。	B	
		消防庁舎の管理の調整に関すること。	B	
		消防機械及び通信機器の保守管理に関すること。	B	
		組織、制度に関すること。	C	
		消防職員の教育訓練及び研修に関すること。	C	
		公印の管理及び文書に関すること。	C	
		予算及び決算に関すること。	C	
		その他庶務に関すること。	C	
		消防職員の表彰に関すること。	D	
		消防委員会に関すること。	D	
		全国消防長会等の事務に関すること。	D	
		監査事務に関すること。	D	
		消防計画に関すること。	D	
警防課	通常業務	消防部隊の運用管理に関すること。	B	66 ※消防本部他 課からの応援 含む
		消防機械器具の運用及び管理に関すること。	B	
		救急対策に関すること。	B	
		救急活動に係る調査、研究及び安全管理に関すること。	B	
		高齢者緊急通報システム事業に関すること。	B	
		消防相互応援協定に関すること。	C	
		各種災害活動に係る調査、研究及び安全管理に関すること。	C	
		緊急消防援助隊に関すること。	C	
		消防支援ボランティアに関すること。	C	
		救急協力医師等に対する報償金の支給に関すること。	C	
		救急医療届出制度に関すること。	C	
		救急損失医療費の補填に関すること。	C	
		その他救急に関すること。	C	
		災害協力者表彰に関すること。	D	
		救急協力者表彰に関すること。	D	
予防課	通常業務	危険物の許、認可及び規制に関すること。	C	2
		建築同意、消防設備及び火気設備等の特異事項に関すること。	C	
		火災予防運動に関すること。	C	
		火災調査に関すること。	C	
		災害防止団体に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
予防課 (続き)	通常業務	その他予防に関すること。	C	
		火災予防対策に関すること。	C	
		査察執行計画に関すること。	C	
		たき火、喫煙の制限等に関すること。	C	
		自動通報システムに関すること。	C	
		違反執行事務に関すること。	C	
		その他査察指導に関すること。	C	
防災課	通常業務	震災対策その他の災害対策に関すること。	B	5
		防災会議に関すること。	B	
		防災行政無線に関すること。	B	
		国民保護に関すること。	B	
		消防水利の整備等に関すること。	C	
		コミュニティ防災センターに関すること。	C	
		自主防災組織に関すること。	C	
		市内の危険箇所の把握、調整及び指導に関すること。	C	
		官公署及び防災関係団体との連絡調整に関すること。	C	
		その他防災に関すること。	C	
		消防団員の旅費及び各種手当に関すること。	C	
		消防団員の公務災害補償に関すること。	C	
		詰所の管理に関すること。	C	
		その他消防団に関すること。	C	
		消防団員の教育訓練指導及び安全管理に関すること。	D	
		消防団員の表彰に関すること。	D	
		消防団員の福利厚生に関すること。	D	
		消防団員の退職報償金に関すること。	D	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
教育部				
新たに発生する業務		市立学校の感染予防等に関すること。	A	3
		(新型インフルエンザ等対策に係る) 都教育委員会との連携に関すること。	A	
		(新型インフルエンザ等対策に係る) 教育課程の編成の維持に関すること。	A	
教育総務課	通常業務	学校施設の維持管理に関すること。	B	23
		教育委員会の会議の庶務に関すること。	C	
		公印の管理に関すること。	C	
		所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。	C	
		公告、示達等に関すること。	C	
		関係機関との総合的な連絡調整に関すること。	C	
		その他教育委員会の総務に関すること。	C	
		学校施設の建設計画等に関すること。	C	
		学校施設の補助申請に関すること。	C	
		学校運営用品の整備に関すること。	C	
		学校の物品管理に関すること。	C	
		その他学校施設及び設備の整備に関すること。	C	
		教育委員会に関する資料、情報等の収集、交換及び広報宣伝に関すること。	D	
		児童及び生徒の表彰に関すること。	D	
		学校施設の目的外使用に関すること。	D	
学務課	通常業務	要保護及び準要保護児童・生徒の扶助に関すること。	B	2
		児童及び生徒の保健及び安全に関すること。	B	
		児童・生徒に係る学校教育関係の補助金に関すること。	B	
		学校の設置・廃止等の届出等に関すること。	C	
		学級編制に関すること。	C	
		学校給食費の徴収に関すること。	C	
		児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学の決定に関すること。	C	
		学齢簿の整備及び保管に関すること。	C	
		通学区域に関すること。	D	
		学事統計に関すること。	D	
		学校の環境保全に関すること。	D	
		稲城市立学校給食共同調理場運営委員会に関すること。	D	
		学校給食施設の総合計画に関すること。	D	
		その他学事及び保健に関すること。	D	
指導課	通常業務	学校教職員の給与、恩給、退職手当及び公務災害補償に関すること。	B	3
		特別支援教育に関すること。	B	
		教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。	C	
		学校経営、学習指導、進路指導及び生活指導に関すること。	C	
		教育研究会その他教育研究団体に関すること。	C	
		教育相談及び就学相談に関すること。	C	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
指導課 (続き)	通常業務	教科書の無償給与に関すること。	C	
		教育補助員等に関すること。	C	
		スクールカウンセラー等に関すること。	C	
		その他指導業務に関すること。	C	
		学校教職員の任免、服務、分限、昇給、昇格等の内申事務、人事調査その他人事に関すること。	C	
		学校教職員の職員団体に関すること。	C	
		学校教職員の福利厚生に関すること。	C	
		時間講師及び臨時的任用教員に関すること。	C	
		その他学校教職員関係の業務に関すること。	C	
		学校教職員の研修に関すること。	D	
		教育課程及び児童・生徒の指導についての調査研究に関すること。	D	
		部活動外部指導員に関すること。	D	
生涯学習課	通常業務	放課後子ども教室に関すること。	B	15
		社会教育委員に関すること。	C	
		社会教育施設間の連絡調整に関すること。	C	
		公民館の維持管理に関すること。	C	
		文化財専門委員に関すること。	C	
		稲城市立i(あい)プラザに関すること。	C	
		社会教育の総合計画に関すること。	D	
		社会教育施設の建設計画等に関すること。	D	
		社会教育に関する調査研究及び情報の交換に関すること。	D	
		社会教育指導者の養成に関すること。	D	
		社会教育団体の育成援助に関すること。	D	
		芸術、文化及び芸能の振興に関すること。	D	
		ユネスコ活動に関すること。	D	
		成人式に関すること。	D	
		公民館運営審議会に関すること。	D	
		公民館の運営に関すること。	D	
		その他社会教育に関すること。	D	
		生涯学習の総合計画の企画及び立案に関すること。	D	
		生涯学習に係る連絡調整に関すること。	D	
		生涯学習に関する情報の収集及び提供に関すること。	D	
		生涯学習の推進に関すること。	D	
		文化財の調査、研究、保護及び稲城市郷土資料室に関すること。	D	
		市史編さんに関すること。	D	
体育課	通常業務	体育施設の管理及び運営に関すること。	C	1
		体育施設の利用計画に関すること。	D	
		体育施設の利用による各種スポーツ教室等の開催に関すること。	D	
		体育、スポーツ及びレクリエーションの計画実施、指導奨励に関すること。	D	
		体育、スポーツ及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。	D	
		体育、スポーツ及びレクリエーション指導者の養成に関すること。	D	

所管課	分類	所掌事務	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	必要最低限の 職員数 (正規・再任 用・専務的非常勤)
体育課 (続き)	通常業務	体育、スポーツ及びレクリエーションの情報提供及び調査研究に関すること。	D	
		スポーツ推進委員に関すること。	D	
		体育施設の建設計画及び取得の申出に関すること。	D	
		体育施設の使用許可及び使用料の収納に関すること。	D	
		体育施設の利用情報の提供及び調査分析に関すること。	D	
		学校体育施設の開放計画の立案及び業務に関すること。	D	
		スポーツ振興に関すること。	D	
		その他社会体育に関すること。	D	
学校給食課	通常業務	給食配膳員に関すること。	B	17
		第一調理場の運営及び管理に関すること。	B	
		第二調理場の運営及び管理に関すること。	B	
		給食物資の購入、検収及び代金支払に関すること。	B	
		献立作成に関すること。	B	
		衛生管理に関すること。	B	
		その他学校給食に関すること。	C	
		給食主任会に関すること。	D	
		給食物資の業者登録に関すること。	D	
		調理の指導及び栄養の調査研究に関すること。	D	
図書館課	通常業務	図書館の維持管理に関すること。	C	1
		図書館職員の服務、研修、福利厚生に関すること。	C	
		稲城市立中央図書館城山体験学習館に関すること。	C	
		図書館の企画及び調査に関すること。	D	
		図書館協議会に関すること。	D	
		図書資料、視聴覚資料、電子資料、地域行政資料等の収集、整理、保存及び利用に関すること。	D	
		レファレンス・サービス、読書案内及び読書相談に関すること。	D	
		他の図書館との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借に関すること。	D	
		館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。	D	
		配本所等の設置及び運営に関すること。	D	
		読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること。	D	
		時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供に関すること。	D	
		学校、公民館、読書団体等の連絡及び協力に関すること。	D	
		その他奉仕的事務に関すること。	D	

稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月発行

発 行 稲城市

編 集 稲城市総務部総務契約課

住 所 稲城市東長沼 2111

電 話 042-378-2111(内線 512)

F A X 042-377-4781

稲城市新型インフルエンザ等対策業務継続計画
(B C P)

平成26年11月発行

発 行 稲城市

編 集 稲城市企画部企画政策課

住 所 稲城市東長沼 2111

電 話 042-378-2111(内線 534)

F A X 042-377-4781
